

平成20年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程 第1号

平成20年12月10日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 行政報告 1. 農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和 2. 水上地区の学校施設整備
- 日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(各委員会研修視察報告)
1. 厚生常任委員会(埼玉県朝霞市・栃木県西方市)
 2. 産業観光常任委員会(群馬総合情報センター・静岡県伊東市)
 3. 企業誘致活性化振興特別委員会(太田市鞍掛工業団地・栃木県日光市)
- 日程第6 請願・陳情文書表
- 日程第7 議案第104号 みなかみ町監査委員の選任について
- 日程第8 議案第105号 町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要について
- 日程第9 議案第106号 みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について
- 日程第10 議案第107号 みなかみ町立にいほるこども園条例の制定について
- 日程第11 議案第108号 公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第110号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第111号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第112号 みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第113号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第114号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第115号 みなかみ町赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第116号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第117号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第118号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第119号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第120号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第21 議案第121号 土地開発公社定款の一部変更について
日程第22 議案第122号 土地の処分について
- 日程第23 議案第123号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について
議案第124号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第125号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
議案第126号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第127号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第128号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第129号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 一般質問
- 通告順序1 ◇鈴木 勲 君 —— 1. ホッケー場を公式競技場に
2. 仏岩トンネルの湧水について
通告順序2 ◇島崎 栄一 君 —— 1. 敬老バスカードとインフルエンザ予防
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

開 会

午前9時00分 開会

議 長(傳田創司君) みなさん、おはようございます。

観光の町「みなかみ」は秋のシーズンも終わりをまして、寒さが一段と身にしみる時期となりました。すでに谷川岳はすっかり雪化粧し、天神平スキー場は予定よりも早くオープンをしております。

そんな中、昼間の時間が日増しに短くなり、まだまだ冬至までは日の詰まるこの頃でありますけれども、議員各位におかれましては何かとご多忙の中、本日は定刻までにご参集下さいまして誠に有り難うございます。

さて、ここで開会前に、改めて一言ご祝辞を申し上げさせていただきたいと存じます。

すでに議員各位並びに関係者の皆様にはご承知のとおり、この度、鈴木和雄町長におかれましては、去る11月17日の県町村会臨時議会におきまして、県町村会長に選出、就任されました。

なお、みなかみ町民にとりましては誠に名誉なことであり、心よりお祝いを申し上げます。これからは、毎日の公務がより一層ハードになり、さらにご多忙になられるかと思いますが、どうかお身体には十分ご自愛いただき、県町村会はもちろんのこと、みなかみ町発展のために、県とのパイプがより太くなった立場で、県関係者や知事などへの益々の信頼を高められまして、地元の小野里光敏県議会副議長、また、金子県議や、県市議会議長会長でもある金井沼田市議会議長など、広域圏の立派な方々と共に手を携えて、大いに人脈を活用され、住民の幸せのためにご活躍されますようご期待を申し上げます。

県町村会長就任に対しての心からのご祝辞とさせていただきます。

引き続き、もう1点、お願いと了解を下さいますよう申し上げます。

すでに議会運営委員会では了解済みでありますけれども、議会だより編集特別委員会からの申し入れで、今期定例会の議場の様子を議会だよりに掲載する目的で写真撮影をしたい旨の申し入れであります。許可をしたいと思っておりますので、ご了解、ご協力下さいますようお願い申し上げます。以上、よろしくようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) ただ今の出席議員は23名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成20年第8回(12月)みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長(傳田創司君) 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) お許しをいただきましたので、平成20年12月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、今年も残り僅かとなりました。議員各位には12月議会召集のご案内を申し上げますところ、早速、ご参集賜りまして誠に有り難うございます。

またただ今は、議長から群馬県町村会長就任のご祝辞をいただきました。

誠に有り難うございました。はからずも、この会長職を受けることになったわけでございますけれども、受けました以上は、群馬県下26町村の代表として、その職責を全うしていきたいと考えておりますので、どうぞ一つよろしく願いを申し上げます。

さて、新生「みなかみ町」は、3年1ヶ月余りが経過をしました。

振り返りますと、合併当初は、町の財政は予想以上に悪化しており、平成17年度決算の経常収支比率は県下でワースト1位の102.8%でありました。

このため、私は財政の健全化を最優先施策と位置づけて、財政規模100億円と職員数240人を目標とした行財政改革行動指針を示しまして、不退転の決意で行財政改革に取り組んできたところであります。お陰様で、平成19年度決算では、経常収支比率も90.6%まで改善ができ、心配された財政健全化法の指標も、早期健全化基準を大きく下回ることができました。これも偏えに、議員各位を始め、町民皆様のご理解とご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げる次第であります。

しかしながら、特別会計を含めた町債残高は250億円を超えております。

加えて、実質公債費比率は基準値18%を超えて19.9%となり、公債費適正化計画の策定が求められております。このため今後は町債残高の縮減を図りながら、これまで以上に、効率的な行財政運営に努める決意であります。

このような状況下で、来年度の予算編成を行うこととなりますが、ここで編成方針について申し上げます。

まず、平成21年度一般会計の予算編成は、昨年度、財政規模の縮減を柱に策定しました「行財政改革行動指針」に基づいて行います。

総額は120億円を目途に、編成作業を進める考えであります。また、安定した財政運営をするため、40億円程度の基金の積み立てを目標にしていますが、まずは財政調整基金と減債基金で23億円、合併振興基金を9億円、その他目的基金を加えて総額34億円を確保したいと思います。

ご案内の通り、この基金は合併当初15億円でありましたが、行財政改革と特別交付税制度の合併支援を受けまして、これまでに基金造成をすることができました。

今後は早期に目標額40億円に達するために一層の行財政改革を進め、効率の良い財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、総額120億円を目途にした歳入歳出の基本的なフレームであります。

人件費等の消費的経費の総額は104億円でありまして、合併当初の18年度と比較しますと約6億円以上の減額になっています。この消費的経費の内訳を申し上げますと、人件費が26億円、交際費23億円、補助費19億円、物件費18億円、補助費及び繰出し金等が18億円と見込まれ、これに合併振興基金3億円を加えると、107億円となります。したがって、投資的経費は120引く107で、13億円となりまして、予定していた事業を予算措置することが非常に厳しい状況にあります。

投資的経費は、これまで総枠を15億円としてきましたが、「行財政改革行動指針」に示した財政規模100億円を合併特例期間内に達成するためには、21年度は総額120億円の予算編成を実現しなければなりません。

厳しい現実ではありますが、投資的経費は13億円の枠内に収まるように、しっかり査定をしていく決意であります。

21年度に予定している主な事業は、教育施設耐震補強事業、後閑地区まちづくり交付金事業、関口橋等の地方道路臨時交付金事業、中山間地域総合整備事業、そして観光センターの大規模改修事業等があります。予算要求額は18億円余りになると予測をされますが、予算編成にあたりましては各事業の優先順位を吟味して、総額の枠内に収まるように努力をしていきたいとこのように考えております。

一方、歳入であります。道路特定財源の一般財源化に伴う1兆円の扱い等、地財計画の不透明な部分もありますが、地方交付税及び各種交付金等は、ほぼ19年度並に確保できるものと思います。

しかしながら、町税については、アメリカ発の金融危機の影響から景気の悪化が我が国、我が町にも波及し、法人税等が落ち込むことが懸念されます。また、団塊世代の現役引退から個人住民税が減り、総額で大幅に減少することが予測されます。

したがって、21年度当初予算で見込める一般財源の総額は、95億円前後になるものと思います。また、合併特例債は合併振興基金の充当分を含めて、総額で10～12億円余りを予定していますが、町債残高の抑制と実質公債費比率の改善の観点から、新規地方債の発行は極力抑制することが大事であります。

この他の財源としては、ハード事業に対する国県支出金の地方道路整備臨時交付金等がありますが、国の動向を見極めながら、可能な限り有利な財源を確保して、夢のある町づくりの事業の一つでも多く実現できるように予算編成をしまいたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、監査委員の選任、条例の制定・一部改正、土地の処分並びに補正予算等、議案26件であります。各議案の内容は、後刻説明いたしますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

まもなく降雪の時期を迎えます。情報の確保に努めて、町民の生命財産を守るために努めてまいりますので、議員各位のご支援とお力添えをお願い申し上げます。

向寒のみぎりご自愛の上、審議にご精励下さいようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

開 議

議 長（傳田創司君） 町長よりのご挨拶が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

8番 穂 苺 清 一 君
19番 速 水 一 浩 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては議会運営委員会にも諮りまして、本日12月10日より、17日までの8日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日10日より17日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

平成20年9月定例議会以後の閉会中の主な事件について、ご報告を申し上げます。

今閉会中は、諸会議及び各委員会視察、また町内イベントなども重なり、日祭日を含めほぼ毎日、行事がございました。

議員各位におかれましても、出勤数は多く、副議長、各委員長には、大変にご協力いただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

以下、諸報告としますが、内容等について簡略に申し上げ、詳細な資料等については事務局にございますので活用されますようお願い申し上げます。

9月24日：平成20年度一般国道17号新三国トンネル開削促進期成同盟会総会が中央公民館で開催されました。

9月30日：恒例となりました広域市町村会の県議会への請願及び県への陳情を行っております。

10月2日：利根郡町村議会議員親睦ゴルフコンペが群馬カントリーで開催されました。

10月3日：埼玉県の伊奈町みなかみ町宿泊ジョイントツアーの一行が合併して始めて、伊奈町町民号として40名ほど訪れて頂き、猿ヶ京ホテルにて意見交換会に出席いたしました。また、同日、有害鳥獣対策本部設置会議が開催されました。

10月4日：みなかみ町防火協会ポスターコンクール大会に出席しました。

10月5日：谷川岳慰霊祭が土合霊園地で開催。また消防団秋季点検が月夜野サッカー場にて開催されております。同日、利根川源流祭りが藤原湖オートキャンプ場で開催。

同日、月夜野支部芸能愛好会が後閑老人センターで開催。昭和村祭りなど行事が重なり、関係議員に大変、ご協力を頂いたところであります。

10月7日：旧水上町地域防犯パレードが合併してから3年目にして開催され、多数の議員のご協力をいただいております。

10月8～10日：利根郡町村会議長会と町村会と沼田市を含む合同視察研修が、山口県で開催。中でも萩市は、豊かな自然食材素晴らしい歴史と文化に恵まれた人を引きつける観光町づくりを推進されており、「萩町中博物館」は萩市の全体を博物館としてとらえ、新しいまちづくりをに組み込んでいました。大変有意義な研修でありました。

10月12日：みなかみ町森林整備隊発足式が、宝台樹スキー場にて開催されました。

10月14日：広域圏議会並びに議長会が開催され、消防職員採用試験などの協議がなされております。

10月15日：関東町村議会議長会が水上館で開催され、地元議会として招待されております。

10月16日：全国ふるさと市長村圏研修セミナー2008IN・利根沼田が聚楽ホテルで開催されました。18日の最終日には水紀行館記にて記念植樹祭も行われております。

10月20日：県町村議会議長会が、伊香保にて開催されました。

10月24日：県民体育大会利根郡選手団会議並びに郡体育協会表彰式が県民局で行われました。同日、利根商創立50周年記念式典が挙行されました。

10月26日：第13回たくみの里豊楽まつりが開催され、大勢の見物人の中、阿部賢一議員など神輿の指揮者として立派な姿を拝見させて頂きました。

同日、社会福祉協議会の第21回福祉ふれあいフェスティバルが開催されました。

10月30日：JR東日本ウォータービジネスから寄贈された道標設置完成式典が土合山岳資料館前で開催されました。

11月1日：昭和村合併50周年記念式典が開催されております。

11月2日：水上地区農業まつりが水紀行館広場で開催され、イベントなどで大いに盛り上がりました。同日、第4回みなかみ町文化祭が各会場で開催されました。

11月5～6日：平成20年度利根郡町村会正副議長・正副委員長・事務局長合同研修が老神にて開催。講師に東京群馬情報センターの金子所長と県心臓血管センター健康指導局長小野善平氏よりご講演を受けました。

11月9日：新治地区農業まつりが新治JA新治支所にて開催。農業品評会を中心に行われました。

11月11日：第20回たくみの里箸供養が金泉寺で挙行されました。

11月12日：教育施設等検討特別委員会が昭和村子育て保育園・月夜野保育園を視察しています。

11月13日：第1回環境力推進検討委員会が開催。同日、月夜野中学校3年生竹本美波さんがホッケー競技の中学選抜で日本代表に選ばれ、壮行会が行われました。

同日、環境ポスター表彰式が行われております。

11月14日：利根沼田地区、今後の高等学校のあり方に関する懇談会が開催されました。

11月15日：利根商恒例の峻嶺祭が開催されました。

11月16日：第3回みなかみ町駅伝大会がホッケー場を会場に開催されました。

11月17日：利根郡遺族会支部研修が去来荘で開催されております。

11月18日：大河ドラマ天地人の作者火坂雅志氏による講演が行われました。

11月19日：恒例の第52回全国町村議会議長会がNHKホールで開催され、終了後第33回豪雪地帯町村議会議長会全国大会が開催されました。帰りに、東京情報センター所長と懇談をいたしました。

11月20日：企業誘致活性化振興特別委員会の視察へ同行いたしました。

1 1月23日：第18回水上地区勤労者協議会チャリティーカラオケ大会にて挨拶。
同日、第50回利根沼田青少年柔剣道大会が利根商で開催、祝賀会をベラヴィータで開催。
1 1月25～26日：愛媛県伊予市の誘致企業株式会社へ地権者、関係者の方と共に訪問いたしました。
1 1月28日：誘致企業株式会社と基本協定調印式が行われました。
1 1月29日：第36回風の音コンサートがカルチャーセンターで開催されました。
1 1月26～27日：厚生常任委員会視察研修。行事重複のため、私は欠席させて頂いております。
1 1月27日：みなかみ町藤原湖一週マラソンコース現状確認調査実施及び会議開催。
1 2月2日：新三国トンネル開削促進期成同盟会による要望活動。みなかみ町関係者のみで国会に要望活動を行なっております。
1 2月3～4日：産業観光常任委員会視察研修が銀座ぐんま情報センターと伊東市の観光政策とトイレを主に施設見学を行いました。
1 2月6日：天神平スキー場、また水上高原スキーリゾートの両スキー場で安全祈願祭が行われました。
以上、9月定例議会以後の閉会中の主な事件について、ご報告しましたが、内容等の質問はいつでも結構ですのでお問い合わせ下さい。

議 長（傳田創司君） これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 行政報告

議 長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 行政報告を2件させていただきます。

まず1点目は、**農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和**についてであります。

社会構造の変化で、みなかみ町でも農業就業人口の高齢化が進み、担い手不足が生じております。これに伴い、益々耕作放棄地や遊休農地が発生することが懸念され、農地の有効利用の対策が急務であります。

そこで団塊の世代を含めた新たな人材が農業に参入しやすくするために、農地法の特例処置である下限面積50アールを10アールにして欲しいと県に申請をしてきました。

県との事前協議から約1年間が経過しましたが、この程、群馬県告示第414号により、今年11月1日より区域設定をして施行されることになりました。

但し、みなかみ町全域がこの特例処置を受けられるわけではなく、耕作放棄率が30%以上、または農家の高齢化率が35%以上の条件が必要となります。

今回の該当地域は、旧月夜野町では、下牧・上牧・奈女沢・大沼・石倉・小川の6地区であります。旧水上町では、藤原・綱子・鹿野沢・高日向・寺間・川上・湯原・阿能川の8地区であり、旧新治村では永井・吹路・相俣・猿ヶ京温泉・西峰須川・入須川・布施の7地区で、合計21の大字地区であります。

この特例処置は、県下でみなかみ町が初めて導入されたものであり、今後はモデル地域

として、その動向が注目されると思います。この下限面積の引き下げは、農業に新規参入者の参入を容易にし、ひいては少しでも耕作放棄地等を解消する狙いがあり、併せて地域農業の活性化を図るところにあります。

町としては、この制度と農地保有合理化事業を有効に活用して、一層の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、**水上地区の学校施設整備**についてであります。

私は町村合併以来、学校施設の耐震補強を始め、教育施設整備を最重要課題として取り組んできました。

平成18年2月に教育委員会は、町長の諮問を受けて、検討を重ね、新町「みなかみ町教育施設整備計画」を策定し、発表しました。

その後の進捗状況については、その都度、お話しをしてきましたが、その後、旧水上町である水上地区の整備計画は、途中で大きな変更を余儀なくされ、学区の皆さんにご迷惑をかけることになりました。

そこで私は、その変更理由をご理解頂くために、学区民集会等に出席をして話し合いを重ねました。

教育委員会はこれを受けて、地元議員・代表区長及び幸知学区の区長・PTA・学識経験者等による「水上地区教育施設整備検討委員会」を設置し、出された結論は11月13日の議会全員協議会で配布した「報告書」の通りであります。

その内容は「小中一体型校舎を建設して頂きたい。それが難しければ、水上中学校は耐震でなく、改築して頂きたい。」というものであります。

私はこの「報告書」を受けて、水上中学校の老朽化の実態、特に水道管内の腐食による赤錆の問題、ほとんど修理が不可能な状態にある暖房装置、加えて耐震強度が極めて低いこと等を憂慮しました。そこで私は、生徒の安全と環境整備を最優先に考えて、水上中学校の校舎等の改築を決断しました。

なお、この改築計画につきましては、平成20年12月4日付けで水上地区の保護者等から、「水上中学校の老朽化に伴う新築の要望書」が、町長宛に提出されましたので申し添えます。

また、議会の委員会等でも話題になっている、中学校の統合問題の件ですが、私は合併から何年も経っていないことや地域実情等を踏まえて、暫らくの間は旧町村毎に小中学校を最低1校ずつ配置する基本的な考えを持っています。これらの考えを基に、先日の議会全員協議会でもお話ししましたように、水上中学校の改築に伴う基本設計費を今定例会に補正計上いたしたところであります。

本日は水上地区の施設整備を中心とした報告をしましたが、月夜野・新治地区の耐震補強等は21年度から行う予定であることを申し添えて行政報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告（各委員会研修視察報告）について

議長（傳田創司君） 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告（各委員会研修視察報告）についてを議題といたします。各常任委員長より報告を求めます。

まず、始めに厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) これより厚生常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

去る11月26～27日の2日間にわたり、埼玉県朝霞市及び台東区、栃木県西方町を視察研修いたしました。

東京都水道局朝霞浄水場は埼玉県朝霞市にあります。

第一次利根川系水道拡張事業の一環として、昭和41年10月に竣工した大規模な浄水場であります。浄水場での施設能力は日糧170万トンであり、およそ300万都民へ、飲料水を供給し、東京都の施設では最大であります。

日本では第二位(最大は大阪府の村野浄水場)の処理能力を誇る大規模浄水場であります。

都の水道水源は、利根川や荒川の表流水が80%を占め、本町にある矢木沢・奈良俣・藤原・相俣の4つのダムの水源開発で生まれた水が、埼玉県行田市の利根大堰から引き込み浄水処理をしております。

浄水処理方法として、通常の処理に加えて、オゾン接触処理と生物活性炭吸着処理を組み合わせた高度浄水処理を行っており、近年の原水のカビ臭やアンモニア態窒素などを9～10時間かけて浄水処理し、おいしい水を供給しております。

水に対するアンケート調査結果では50%の都民がおいしい水のイメージを持っているとの説明がありました。

参加者から次のような質問に対して、回答がありました。

300万人に水供給をしていることから、テロ対策についてはいかがですかとの問いには、ろ過池の上に太陽パネルを設置して、異物が入るのを防止しています。またエコ対策としても電気を一般家庭270戸分を発生させ、ろ過池のかく拌用回転翼のモーター用電源としても活用しております。二酸化炭素削減量450トン(自動車190台分)の削減に努めております。

2つ目として、給水原価では1トン当たり210円です。本町は今110円になろうかという問題がございます。供給単価も210円であり、大口使用者により概ね賄われているということでありました。

3として、貯水池の貯留能力では浄水処理を停止した場合には3時間の給水対応ができません。

今後の問題点としては、施設及び配水管などの耐震化対策であると述べておりました。

本町においても危機管理の面から、考える時期にあるのではと考えられます。

翌日は、栃木県上都賀郡西方町の認定西方なかよし子ども園を視察してまいりました。

対応には、議長の坂本功氏、文教民生常任委員長の横倉利夫氏、事務局長の若林俊一氏、園長の本喜一郎氏、副園長の神長栄子氏、副園長の柏倉愛子氏などから歓迎をしていただきました。

町の概況としては、人口6,929人、世帯数2,123戸で、20年度当初予算は、27億4千万円であります。

園長より、認定西方なかよし子ども園の20年度の概要説明があり、総園児数163名職員数17名(内支援センター担当1名)と調理員公仕1名及びマイクロ運転手1名、パート3名で運営されております。

平成12年に建設し、幼稚園・保育園として、同じ園舎で開園、子育て支援センターも併設され、平成19年4月1日より、認定西方なかよし子ども園となり、幼保連携型とし

て取組んでいる内容の説明がありました。

メリットとしては、児童数の減少の中、職員数等の効率化が図られる。保護者の就労に関係なく利用できる。同年代の児童と一緒に行動がとれる。小学校との連携が良くとれる等々でございました。

課題としては、教諭の資格がないと3～5歳の中に保育資格では入れない。夏休みと冬休みの考え方も当面する対応として必要だということでありました。

幼稚園指導標と要保護児童要領と別報告により事務手続きが複雑化しているということでもあります。長時間対応により、先生のローテーションが変わるので、担任の先生が一貫して対応できない等の悩みがあるそうです。

子育て支援センターについては、平成13年度より月7回以上の行事を計画し、一時保育は週3回まで利用でき、待機児童等も利用している。入園までの交流の場、子育ての悩み、ボランティア活動の解放、午後のプール開放等を行っております。

説明を聞いて、認定こども園並びに子育て支援センターの取組みの必要性を強く感じました。

にはる子ども園の来年度開園に向けた、教育課と保健福祉課の連携、保護者への迅速で丁寧な説明をされることを要望して報告を終わります。

議長（傳田創司君） 以上で厚生常任委員会の研修視察報告を終わります。

次に産業観光常任委員長より、報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 平成20年12月4～5日、産業観光常任委員会で実施いたしました行政視察報告をさせていただきます。

視察の目的は、今年7月に東京銀座にオープンした「ぐんま総合情報センター」の活用、伊東市における観光地としての取り組み状況についてであります。

ぐんま総合情報センターは、人・モノ・情報の行き交う交差点として、マスコミ・広告代理店・市町村・各種団体・企業・県民等の交流・交換の場であるコミュニケーションショップであり、情報をマスメディアの報道として、番組や記事の中で取り上げてもらう活動、観光宣伝の活動、企業誘致促進活動、就職促進活動など、あらゆる情報の拠点として設置をされました。

今後、施設をより効果のある利用法としての留意点は、地元として何をメインに売り込みが図れるか、イベント開催に当たっては、各マスコミに情報を提供することによる効果は大きい。また定期的にイベントに参加することにより、客の定着、増加も見込め、良い地元PRができるのではという説明があり、常に「待ち」の姿勢ではなく、「攻め」の姿勢であるべきとのことでした。

つづきまして、伊東市では市観光課の方より、平成16～25年までの10年間にわたる市観光基本計画の推進、事業者・市民・行政が共有する計画として、市全体で計画の推進に当たっており、3年経過の中で達成されたもの、見直すべきものなどの検証を含め、観光振興に努力をされている様子が伺えました。

なかでも、平成17年より取り組まれた伊東自然歴史案内人養成においては、年24回の養成講座日を設け、その後のペーパーテスト・レポート・面接において、案内人認定委員会に認定を受けた人が、案内人として活動できるものです。

「まちを愛する心、もてなしの心を育み、市民と観光客の交流を進めます」を基本理念

に伊東市の観光名所を4つのブロックに分けて案内し、活動は案内人事務局ですべて取りしきっております。地元バス会社、ホテル置き案内、案内旅行者、JRとの連携等により集客、午前・午後2時間ずつの案内をするということで、高校生以上1人500円の料金をいただき、半額は事務局へ入金されます。この案内人会においては、自主運営がされているようであります。

また、昭和50年より職員の発想により取り組んだ「観光トイレ」も数にして33ヶ所になり、観光地として常に清潔でお客様が嫌な思いをしないようにとのアイデアだそうであります。

維持費は1ヶ所につき年間約100万円ほどかかるそうではありますが、和風・洋風造りがあり、名称も地名を入れた「城ヶ崎海岸 磯の香り」や「宇佐見海岸 浜辺の清水」など、ユニークな名前が付けられております。

事業においては、老朽化したトイレの改修に当たって、今後、車イス利用、外国人観光客向けの案内板の設置を考えていきたいということであります。

以上、申し上げ研修視察報告といたします。

議長(傳田創司君) 以上で産業観光常任委員会の研修視察報告を終わります。

次に、企業誘致活性化振興特別委員長より、報告を求めます。

企業誘致活性化振興特別委員長森下直君。

(企業誘致活性化振興特別委員長 森下 直君登壇)

企業誘致活性化振興特別委員長(森下 直君) 企業誘致活性化振興特別委員会の先進地視察研修の報告をいたします。当特別委員会では、過去3回の会議を開催したわけですが、その中でやはり類似したような問題点等があつて、その辺を視察したらどうかという意見のもとに視察が決まったわけでございます。

去る11月20日に邑楽郡邑楽町鞍掛第3工業団地及び栃木県日光市今市クリーンセンターを視察いたしました。

参加者は、企業誘致活性化振興特別委員7人全員と議長、議会事務局長、生活環境課長、地域整備課2名、土地開発公社1名、運転手の計14名でした。

鞍掛第3工業団地では、現地で県企業局工業用地課木村販売室長、工場用地課宇野用地主幹、造成工事団地地域整備課田村主任と大平主任の各氏から説明を受けました。

鞍掛第3工業団地は、邑楽郡大字赤堀区域にあり、町中心市街地の南、約3キロに位置しております。千代田町との境界にある鞍掛第一工業団地の北側に隣接し、区域北側に一級河川の新堀川が流れています。

用地取得は、平成5年5月に着手し、造成は、第1期が平成7～8年度、第2期が14年度、第3期が18年度、分譲は第1期が平成9年度より、第2期が15年度より、第3期が19年度より始めました。

分譲内容は、団地面積46.8ヘクタール、分譲価格は1㎡当たり2万1800円～2万8200円、用水設備は上水道日量1890トン、工業用水日量5200トン、電力は高压電力供給済みで、特別高压電力も供給可能です。通信面は、汎用光回線サービスエリア、汎用ADSL回線サービスエリアが設置されています。

優遇制度は、税制・融資・補助金が県の制度により対応しており、邑楽町の奨励金が固定資産税、都市計画税相当額の町補助が5年間です。また雇用促進奨励金が1人10万円、緑化奨励金が設置費用の30%、地球環境整備奨励金は太陽光発電設置費用20%等の説明がありました。

その後、各委員からは、用地買収は、団地の元地目は水田・畑で地元の要望から始まった事業のため、ほとんど問題はなかったと。買収価格は農地面積でなく、「宅地見込地価格」で鑑定価格を出したということです。工業用水は、企業局太田市事業所から給水され、水質は沈殿池で処理するだけです。

西は、伊勢崎から東は板倉まで、企業局のすべての団地に配管している。公害は企業誘致時に県環境基準を示している。東毛地区に企業進出が多いのは、交通アクセスが良い、埼玉県などに比べて土地価格が安い、雇用しやすいため等の回答がありました。

今後、県関係部署との連携を取りながら、みなかみ町の企業誘致への協力をその場で依頼をしております。

次に、栃木県日光市今市クリーンセンターでは、今市クリーンセンターの松本所長より説明を受けました。

日光市は、旧日光市、旧今市市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村が平成18年3月に合併し、人口は9万8千人弱でございます。

旧今市市では、平成12年大谷川河川敷に埋め立てられていたゴミが大雨による増水で露出し、流出する事故が発生しました。

このゴミは、昭和40年頃埋め立てられたもので、一般ゴミ、医療ゴミ、焼却した灰などが入っていました。

市民からの通報、マスコミなどの報道で問題になり、県の河川課、日光土木事務所、環境整備課の指導により、応急工事を同年7月までに実施しました。

引き続き、恒久対策を同年11月までに実施し、埋め立てられていたゴミと一緒に土砂中のゴミも含めて1万4400トンを市の最終処分場に埋め立て、ほかのゴミと一緒に管理しています。その後、大谷川堤防の重要性から県が護岸工事を実施しました。

応急工事は、流路変更工事、築堤工事、ゴミ撤去など2972万円、恒久対策は、ゴミ埋め立て量確定のボーリング調査、地中レーダー探査、ゴミ撤去工事など2040万円で、合計5002万円であったということでございます。

その後、県環境整備課が7ヶ所、市が6ヶ所にわたり、ダイオキシンなどの26項目の水質調査を行い、安全性を確認しました。

みなかみ町の真政工場適地には、旧衛生センター跡地が含まれており、ダイオキシンなどの残留が想定されます。今回の今市クリーンセンターの視察では、みなかみ町真政工場適地に早期に企業誘致するためには、旧衛生センター跡地の対策が不可欠のため、同クリーンセンターの経験と経過を参考にするためであります。今後も企業誘致のため、ベストの方法を検討していきたい。以上で研修視察報告といたします。

議 長（傳田創司君） 以上で、企業誘致活性化振興特別委員会の研修視察報告を終わります。

以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告（各委員会研修視察報告）についてを終わります。

日程第6 請願・陳情文書表

議 長（傳田創司君） 日程第6、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成20年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第9号	全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願	前橋市桶越町183-4	平成20年11月11日
		全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 小崎洋一郎ほか1人	厚生常任委員会
		原澤良輝	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>年金問題の改善は、医療・介護と並びに国民生活の根幹の問題であり、社会保障充実の国民的要求となっております。</p> <p>しかし、現状では年金への課税の強化、定率減税の廃止、老年者控除の廃止などにより、年金生活者の生活は苦しくなるばかりです。</p> <p>さらに2006年の医療制度の改定により保険料が負担増になっております。</p> <p>このような状況の中で、無年金者が100万人を超え、国民年金だけの人約900万人の平均年金額は4万7千円に過ぎません。このような年金受給者の状況と共に、現役世代の問題も深刻です。若者の間では低賃金のために保険料未納者が370万人になり、政府の進める構造改革路線により、企業がリストラ・合理化を強めています。</p> <p>このような中で、これまでの保険料を納めていた勤労者も年金保険料を納付できない人も出てきています。現行の保険料方式による公的年金制度の空洞化は深刻で年金制度崩壊さえ公然と言われるようになってきております。</p> <p>しかし、公的年金制度は高齢者の命綱です。これが崩壊することは、高齢者の生活基盤の崩壊でもあります。何としても、この制度を守り、発展させて行かなくてはなりません。</p> <p>私たち年金者組合は、20年前の結成時から全額国庫負担による最低保障年金制度創設を主張してきました。この主張は、当初は大きな賛同を得られませんでした。年金をめぐる現状が深刻化する中で大きな流れになってきております。今はその実現のための財源をどのようにするかが議論の焦点になってきております。</p> <p>私たちは、その財源を消費税増税ではなく、無駄な大型公共事業を見直し、大企業に応分の負担を求め、軍事費の削減など、税金の使い方の見直し(財政の民主化・透明化)などにより、その財源は作れると考えています。(2004年「第2次提言」) 憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を国が責任を持って保障することが大切だと考えております。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、次の請願項目にしたがって意見書を国に提出して下さい。</p> <p>【請願事項】</p> <p>全額国庫負担による最低保障年金制度を創設して、すべての高齢者が安心して暮らせるようにして下さい。</p>		

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第10号	後閑稗田地区筆界未定地 解消について	みなかみ町後閑5 後閑区長 石坂 恒雄ほか13人	平成20年11月18日
		阿部 源三 H20.12.3取下げ 根津 公安 森下 直	産業観光常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>当地区は、先の大戦時において、中島飛行場の軍事工場として横坑を掘り、その残土を軍部により強制的に埋めた場所です。そのため道水路や公図の権利関係も合わず、戦後となりました。その後、埋め立て地内に移り住む人も多くなり、現在の状況となっています。</p> <p>昭和50年頃、国土調査（地積調査）が行われ、境界等を明確にするべく調査に入りましたが、道路や水路も公図位置とは合わず、また当時の地権者それぞれの思惑もあり、境界が確定できずに筆界未定地として処理され、現在に至っております。その間、境界が未確定であるため、住人間の境界争い等もたびたび起こり、また建物を建てるにしても種々手続き等難しく困っております。</p> <p>この最大の原因は戦争であり、国に責任があることは言うまでもありませんが、国に代わり町がその戦後処理をして頂かなくてはと思います。また、この筆界未確定地の内、道水路を含め、大地主は町であり、町としても町有地の利活用に境界の確定は必要であると思います。</p> <p>つきましては、早期に対応策を検討していただき、筆界未定地が解消され、明確な境界が確定できるようお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状で境界を確定していただきたい。 2. みなかみ町の担当窓口を設置していただきたい。 3. 予算措置をしていただきたい。 		

議長（傳田創司君） 以上のとおり、所管の委員会に付託しますのでよろしくお願ひします。

日程第7 議案第104号 みなかみ町監査委員の選任について

議長（傳田創司君） 日程第7、議案第104号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第104号について、ご説明申し上げます。

現監査委員の阿部仔一氏におかれましては、任期が1年余り残されておりますが、一身上の都合により辞職されることになりました。

阿部氏には、旧月夜野町を含めて5年と7ヶ月間、代表監査員としてご活躍を頂きました。その業績とご苦勞に心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

後任の監査委員であります、^{しぶやまさよし}澁谷正誼氏を選任いたしたく提案いたす次第であります。

澁谷氏は、長年農林水産省関東農政局に勤務され、平成16年4月から農業委員としてご活躍中であり、平成19年度には後閑区長を努められた方です。

町の行政運営を考えると、健全財政は最優先課題であります。

澁谷氏であれば、長年の貴重な経験と豊富な識見をもって監査事務に活かしていただけるものと確信する次第であります。

つきましては選任にご同意頂きたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第104号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第104号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第104号の討論を終結いたします。

議案第104号、みなかみ町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号、みなかみ町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第105号 町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要について

議 長(傳田創司君) 日程第8、議案第105号、町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第105号についてご説明申し上げます。

本事業は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として、平成21年度の事業採択を目指し、関係者と協議を進めております。

事業内容は、区画整理2.7ヘクタール及び農業用道路1,600メートルの整備を一

体的に実施し、地域農業の振興と農村環境の向上を目指すものであります。

現在は、群馬県農業農村整備環境専門委員会において、重点審議地区としての審議を終了したところであり、本年度中に申請を行うべく準備を進めているところであります。

土地改良事業は事業採択申請と併せて、群馬県知事の施行同意が必要であり、施行協議書の提出に当たり、事業の概要について議会の議決が必要となりますので、提案いたす次第であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第105号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 概要の田園環境マスタープランの説明をお願いしたいのですけれども。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） この地域については、田園環境マスタープランというのを作成しております。それに基づいて、今回、プロジェクト事業を導入して実施するということになっております。マスタープランというのは、農村地域にあって、田園環境を整備していこうという計画内容でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします

議案第105号、町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第106号 みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第106号について、ご説明申し上げます。

9月議会において、「環境力」宣言を発して、「環境宣言の町」となったわけですが、今回、環境の町としての「みなかみ町」を広く全国にアピールするため、「ふるさと納税制度」を利用して、その寄附金を基金として積立て、使途を明確にしつつ、寄附者の

意向に添った有効活用を図るべく条例を制定するものであります。

みなかみ町は、利根川流域住民2,900万人の「水源の町」であり、水源に住む人と都市に住む人の共通課題は環境問題であります。環境からの視点でまちづくりを考え、さまざまな事業を環境で仲介することにより、町民と都市住人が一緒に「水源地みなかみ」のふるさとづくりの取組みを考え、活動していくことを目的といたしているところであります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第106号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします

議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第107号 みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第107号、みなかみ町立にいはるこども園条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第107号について、ご説明申し上げます。

幼稚園と保育園については、近年、保護者の就労の関係で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進み、幼稚園と保育園が地域に別々に設置されていると、子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められております。

このような環境の変化を受けて、幼稚園と保育園の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことが出来るような新しい仕組みを創ろうという趣旨で、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。

この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する「にいはるこども園」を旧須川小学校空き校舎を改修して、平成21年4月1日より開園する予定であり、そのための条例制定であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第107号について、質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） この条例案の第1条にあります。一昨年2006年に成立し施行されている法律で、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、略して、私どもは認定こども園法とも呼んではいますけれども、認定こども園に関する法律に基づいて、町立のにはるこども園を設置すると書いてありますけれども、なぜ認定こども園という「認定」の言葉が付いていないのかお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 名称については、「認定」という名称が入っておりませんが、実際の申請時については認定という言葉を使います。ですから、こども園の名称としては、「認定」を外しているということでございます。認定こども園の条例に沿って行うということになります。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 申請時ということですが、これは確か、今申し上げた法律に基づく認定こども園法に基づく県の条例もあろうかと思っておりますけれども、その県の条例に基づいて申請をすることになるかと思っております。そうすると、認定こども園の種類が4種類あるはずですが、その内の何れに該当するのか、それを教えていただきたいと思っております。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 今回の質問は認定こども園の中のどういう形かということによろしいのでしょうか。

8 番（穂苺清一君） はい。

教育課長（青木 寿君） 並列型を取りたいということでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第107号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします

議案第107号、みなかみ町立にはるこども園条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号、みなかみ町立にはるこども園条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第108号 公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第11、議案第108号、公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第108号について、ご説明申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成20年12月1日に施行され、公益法人等への一般職地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第108号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 「公益法人」と「公益的法人」の違いを教えてくださいたいのと、12月1日現在の農村公園公社、社会福祉協議会、土地開発公社への派遣している職員数を教えてくださいたい。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 農村公園公社等への職員の派遣人数については、現在は派遣はしてございません。それから、最初の質問をもう一度、お願いできますでしょうか。

7番(原澤良輝君) 公益法人を公益的法人に替えるのが条例改正の主な目的だと思います。

ですから、「公益法人」と「公益的法人」の違いを教えてくださいたいということです。

あと、公益法人の派遣している中に、3つあると思いますけれども、農村公園公社と、それから社会福祉協議会、土地開発公社があると思うのですけれども、20年12月1日から適用することになってはいますが、現在の派遣人員をお聞かせ願いたいということです。

総務課長(鬼頭春二君) 申し訳ございませんが、最初の「公益法人」と「公益的法人」の違いについては、調べて後ほど報告させていただきます。

7番(原澤良輝君) はい。

総務課長(鬼頭春二君) まず、派遣職員数ですけれども、農村公園公社は先程申し上げましたとおり、現在は派遣してございません。社会福祉協議会については1名、土地開発公社については3名の職員を派遣してございます。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 今、「公益法人」と「公益的法人」の答弁が出来なかったんで、私はそれも聞きたかったのですが、具体的にどういう団体に派遣しようとしているのか。

職員の派遣ですから、財政的支援と何ら変わらないわけなのですが、なぜやろうとしているのか、そこら辺、どういう団体なのか、そうでなければ、この改正というものは出てくる予定がなかったのではないかと思うのですが、お答え願いたいと思います。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 具体的に、どういう法人に派遣を想定しているのかというご質問でございますが、公益法人等へのみなかみ町職員の派遣に関する条例が定められておまして、その中で財団法人みなかみ町農村公園公社、社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会、みな

かみ町土地開発公社、この3社を規定してございますので、この3社という事になります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 分かり難いのですが、その3社が公益法人ではなく、公益法人等に該当するっていうことになるのでしょうか。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 国の規定で、公益法人と言っていたものを公益的法人と名称を変えたということでございますので、この3社が、今までは公益法人という呼び方をしていたものを公益的法人と呼び方が変わったということでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 国が変えたからって、その意味が分からないような状況ではどうしようもないと思うのですけれども、いかがなのでしょう。答えにならないのではないですか。

新しい所に想定しているのかどうか、この3つなのかどうか、ちょっと分かりかねるのですが。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 提案理由の中でも申し上げましたが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されました。それに伴いまして、公益法人等への一般職地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されることに伴いまして、みなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部が改正する必要が生じたということで改正をお願いするものです。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第108号の質疑を終結いたします。

これより議案第108号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第108号の討論を終結いたします。

議案第108号、公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり）

議長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第108号、公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第108号、公益法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。10時25分より再開いたします。
（10時13分 休憩）

（10時25分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第109号について、ご説明申し上げます。

はじめに本条例の改正案は、条文中の表記の変更および別表に定める支給金額を改正するものであります。

表記の変更につきましては、第1条中の「老人」を「高齢者」に、また別表支給対象者年齢100歳の項目に「百寿」を新たに追記させて頂くものであります。

次に、支給金額の改定につきましては、昨年度に示された行財政改革行動指針に基づき、県内の敬老祝金制度の動向を調査した結果、本町の支給基準が高位に位置していることが判り、見直しに着手したところでございます。

調査の具体的な例を申し上げますと、支給金額での各市町村との比較では、77歳での支給金額5千円は、千代田町2万円、上野村1万円に次ぐ県下3番目の支給額であります。

同様に80歳1万円は県下最高額。88歳2万円は、千代田町3万円に次ぐ県下2番目であり、90歳5万円は、県下最高額であります。

以降、99歳10万円は、昭和村18万円に次ぐ県下2番目であり、100歳の50万円は、上野村の100万円に次ぐ県下2番目の支給金額でありました。

また、75歳から100歳までの総支給額におきましても、健康でこれを幸い受けられたことの総支給額になるわけでございますけれども、上野村、昭和村に次ぐ県下3番目であり、本町の支給総額は68万5千円で、県下平均総支給額26万3,800円の2.6倍の水準であり、平均額を大きく上回っていることが判りました。

これらの調査結果を踏まえて、行財政改革行動指針に基づき、多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬愛の念を示しつつも、支給金額について見直しを図るべきとの結論に至りました。

改定にあたりましては、支給区分についての見直しはせず、支給額について見直しを図ることとし、改正後の総支給額39万8千円は、県下平均額の1.5倍の水準であり、平均額に近づくよう圧縮を図ると共に、現行の支給額との差異を最小限にとどめるよう、配慮をしたところでございます。

みなかみ町の高齢化比率も今年4月、ついに30%を超えました。

来る超高齢化社会に向けて、本条例第1条に規定されておりますように高齢者の福祉増進に寄与すべく、施策の整備を今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第109号について、質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下 直君） 今の説明はよく分かりましたけれども、ただ現状の中で今、近いうちに対象になる人を回ってみると、非常にこれを元にしておじいちゃん、おばあちゃんをお祝いしてやろうじゃないかと、そういうふうな基軸にして、相当これを基本に考えているようでございます。そういうことがまず1点でございます。

また、県下でも高い方だということですが、一応そういう意見もまわっていますと非常に多いことも事実であるということが1点であります。

第2点目として、これが改訂しても、まだ県下で上位にいるという説明のようでございますが、この辺を今後は財政が許す限り続けていってもらえるのかどうか、その辺をもう一つ確認をしていきたいと。それから、浮いた金がいくらぐらいあって、それをどこに回していくのかという点もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

対象になる各老人の所帯の方々については、非常にこれを楽しみにして、これを基軸にしてお祝いをしていきたいという声結構ありますので、その辺も一つ、いやあこんなに下がっちゃったんかいなんていう話も相当出ると思いますので、その辺を事前に、できれば決まって、4月1日からですから、施行された後にいろいろ聞かれたときにも、良くその辺の所を我々もよく理解していかせるようにしなければならないと思いますので、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 支給対象区分については変えないということでございます。

額の改訂ということで説明がありましたように、皆さん、やはり町から祝い金をいただくということについて、感謝の気持ちと言いますか、有り難いという声を多く聞いておりますので、支給区分については変えないで行こうと、ただし現状、団塊の世代等、高齢者層も30%を超えてますね、今年度も自然増が老人福祉関係あります、そういった意味で行動指針に則りまして、交付額を下げたいと、県下でも最高位を占めておりますので、そういうことでございます。

現状では、来年度876人の支給対象者を考えております。その中で、686万6千円ほど現行制度から金額が下がりますが、先程森下議員は浮いたと言われますが、ほかでも既に相当額の費用が増額しているところがございますので、その金がどうのということではございません。一応、行動指針に則りまして、減額をしていきたいということでございます。

現行よりも686万6千円が減額となります。現行で行きますと1,565万5千円の来年度予算を組まなくてはならないわけですが、減額されますと878万9千円という額になります。1,565万5千円から878万9千円を差し引きますと、686万6千円が減額ということになります。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

17番(森下直君) 今の686万6千円が減額になるということですが、これは大きな金額ですね。それをどのような部分に使用していくのか、これだけ変わる大きなあれですから、大きな部分に変えていくのではないかと思いますので、変えていく部分をお聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 開会の挨拶で来年の予算編成について、その考え方を申し上げました。

その中で、来年度は行財政改革行動指針に基づいて、120億円にしたいということをお願いしました。そうしますと現在の人件費であるとか、物件費、このような補助費、それから公債費等を含めると104億円かかるという話を先程しましたが、それにプラス合併特例債等で基金造成を3億円しますと107億円というお金がもう必要なのだと、したがって120億円から107億円を引くと、事業関係等については13億円分しかできないというお話を申し上げました。

その事業内容については、学校の問題、都市計画の問題、農業農村整備事業の問題、さらには観光センターの改修等がありますよということで、それらを現在足し上げますと、18億円になってしまうと、言うならば現在ですと5億円不足するわけですね。

だから、この事業についてはやらなければなりませんので、それをどのように調整していくのかというのが、これから頭が痛いところなんですけれども、要するにもうそれぞれ消費的経費というものをですね、出来る限り方々からもっと減らしていかないと、要するに投資的な部分に回っていかないと現実の一つご理解をいただきたいと思うわけです。

特に消費的経費については、約6億円余の削減でここまでできたわけですが、ここまで一定の成果は出てきました、皆さん方のご協力です。しかし、このままではまだダメなわけです。これでは100億円以下にできないですね。したがって、人件費、物件費、補助金等々をもっと大胆に切っていくと、この町はやっていけないというのが今の現状だと思います。やっていけないというよりも、やはり2万3千人の今人口ですから、その人口に合わせた財政にやっていくためには、100億円以下にしていかなかったらこれはダメですね。どこの町村の例を見てもお分かりのとおり。

そのために何とか行財政行動改革指針で、平成27年度までにそのようにしていくんだということで今、町民に皆さん方に発表しているわけですが、それはそう簡単にはいかないと思います。したがって、これからさらなる第2陣、第3陣の改革をこれからやっていかなければならないという一つの状況でありますので、ぜひ今回のこの問題につきましてもできれば、それは高い方が良いでしょう、それは。

だけれども、その辺の一つの事情等については、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っているところです。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

17番(森下直君) したがって、そういうことで総合的な経費の削減の一助という理解で、どこの部分にこの部分を持っていくというのではなく、そういう考え方でいるということですのでよろしいわけですね、はい。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 区分は変えないということらしいのですが、区分別の人数を教えてください。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 77歳（喜寿）が323人、80歳（傘寿）が306人、88歳（米寿）が139人、90歳（卒寿）が100人、99歳（白寿）が2人、100歳（百寿）が6人、これは10月31日の時点でございます。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします

議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第110号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第13、議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第110号について、ご説明申し上げます。

現在、政令で定めている出産育児一時金の金額は35万円ですが、みなかみ町では条例の定めにより36万円を支給しております。

平成21年1月から、産科医療補償制度が実施されることに伴い、国では健康保険法施行令の一部を改正して3万円を超えない範囲で加算して支給できるよう改正が実施されます。

この改正の目的は、産科医療補償制度が実施されることにより、妊娠・分娩で脳性麻痺になった者の補償等を行うための補償制度として、同制度に加入した分娩機関は掛金が3万円となります。これに対して、分娩機関は掛金分を分娩費用に転嫁するものとしています。

これに伴い、みなかみ国民健康保険条例の第4条の一部を改正し、2万円を超えない範囲で支給する改正をすることにより、出産への経済的な負担の軽減を図るための改正であります。

また、5条については2項を追加し、支給の制限を明確にするための改正であります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

ます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第110号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 36条に必要と認める場合とあるのですけれども、必要と認める場合とはどういう時を想定しているのか、規則の定めというところから出すというのはどういう事かということをお教えしたいと思います。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 産科医療保障制度というのが、21年1月1日から改正になります。

今、産科医の補償の問題で大分、産科医の減少という問題がございます。

産科医が脳性麻痺等の事故等を起こした場合に、3万円の掛金で保障するということがございます。

現在の想定で行きますと、産科医療機関に該当している機関、そこに参加していない医療機関ですと、一部助産士等でそういう機関に加盟していない機関の場合には、その3万円というのが請求できないと言いますか、賦課できないことになっております。

そういうことで、請求段階でそういったことが起きてくるわけですが、利根沼田の産科医ですと加盟されている状況でありますので、38万円、それにプラスして産科医の診療請求が出てくるわけですが、町としては36万円という上限を決めておりますので、それにプラス2万円で38万円ということで、今回お願いをしたいと思います。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 国が3万円ということにしているのに、2万円とする理由は何なのでしょう。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 上限額を38万円ということで謳っておりますので、町としては既に36万円ということで、1万円が上乘せされた条例制定をされているものですから、プラス2万円で合計3万円になり、上限を38万円に合わせたということになります。

財政が厳しい折なので、プラス3万円ではなく、上限額38万円をお願いしたいということです。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 理論的には、3万円ということも出来るという解釈でよろしいのでしょうか。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 法律では35万円ということで謳われております。

それにプラス国では3万円ということですので、38万円と認識しておりますので、町としては2万円プラスの38万円をお願いしていきたいと思っております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第110号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします

議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第111号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第112号 みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第113号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第114号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第14、議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから、議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第111号から114号についてまで、一括してご説明申し上げます。

まず、**第111号**ですが、水道事業は施設が多く、施設整備に多額な投資が必要であり、料金収入のみでは資金不足が発生してしまう恐れがあり、一般会計からの繰り入れも大変厳しい状況の中で、多額な累積赤字を抱えております。

このような現状を踏まえ、安定した経営を図るために、一昨年、水道料金審議会を設置し、料金改定の答申を受けまして、旧水上地区の水道料金を平成21年4月請求分より、1トン当たり95円を110円に改定し、料金統一を図ることにしております。

このことにより、旧水上地区の量水器口径別基本料金区分と旧月夜野地区の超過料金区分を削り、超過料金1トンにつき110円とする料金統一を図るため、条例改正をするものであります。

続きまして、**議案第112号**は、一昨年、水道料金審議会の答申を受けて、旧水上地区の水道料金を平成19年から3年間で1トン当たり110円に値上げし、料金統一時に料金体系の統一を図ることになっておりました。

まもなく21年度となるため、旧月夜野地区の超過料金区分を削り、超過料金1トン当

たり110円に統一を図るものであります。

次に、**第113号**について、ご説明申し上げます。

厚生労働省より、水道事業において、事業運営を安定化させるためには、事業を統合し、管理体制を強化すべきであるとの指導が発せられております。

本町も県との協議により、合併後3年以内に既認可内容を見直し、月夜野上水道と水上上水道を統合し、ひらがなの「みなかみ上水道」とする創設認可を受けております。

また、水道事業内簡易水道についても、同様に見直しを行い、認可変更を行いましたので、それらをまとめた統合による条例改正であります。

続いて、**議案第114号**ですが、簡易水道事業において、水道法の規定により、既認可から目標年次が経過しているため、将来の事業計画の骨子となる計画給水人口、一日最大給水量について見直しを行い、認可変更を行いましたので、それについての条例改正であります。

以上4件であります。よろしくご審議の上、ご決議下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第111号から議案第114号についてまで、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 新旧対照表がないので分かりづらいのですけれども、超過料金の所が40トン未満と40トン以上の2つに分かれていたと思うのですけれども、今回一緒になってますんで、実際40トン未満と40トン以上の戸数が分ければ、教えて下さい。

議長(傳田創司君) 生活環境課長鈴木初夫君。

(生活環境課長 鈴木初夫君登壇)

生活環境課長(鈴木初夫君) 40トン以上、40トン未満については、月夜野地区全戸数が対象になるかと思えます。月夜野地区については、10トンまでが110円、11トンから40トンまでが120円です。41トン以上については、140円という事になっております。ですから、月夜野地区の全戸数でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 合併前の新治、月夜野、水上の水道会計への一般会計の繰入はいくらだったか教えて下さい。

議長(傳田創司君) 生活環境課長鈴木初夫君。

(生活環境課長 鈴木初夫君登壇)

生活環境課長(鈴木初夫君) 今、手元に資料がございませんので後ほど答えさせていただきます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 112号なのですけれども、これは実質の値下げということでもいいのでしょうか。

議長(傳田創司君) 生活環境課長鈴木初夫君。

(生活環境課長 鈴木初夫君登壇)

生活環境課長(鈴木初夫君) 112号の月夜野地区に関しては、実質的な値下げになります。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 114号の方は、計画給水人口を計画によって見直したということなのですけれども、113号の方も計画給水人口が変わっているのですか、その辺の基準とか、根拠は何なのでしょう。

議長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。
（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 113号については、水道事業会計で、水上地区と月夜野地区一部でございませぬ。これについては既に人口が減少してございませぬ。これを概ね10年を目標に計画給水人口等の見直しをする必要があるわけですが、なかなか過去に大きな事業もやっっていなかつたようでございませぬので、計画給水人口、1日最大給水量等の県認可について変更をなされていなかつたということで、県から指導がありまして、今回、計画給水人口、1日最大給水量等の変更認可が生じて、行つたわけだ。

また、114号については、月夜野と新治の簡易水道関係なわけですが、理由については同じようなことで、変更認可を行つたものでございませぬ。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませぬか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第111号から114号までの質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから、議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから、議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第115号 みなかみ町赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第15、議案第115号、みなかみ町赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第115号について、ご説明申し上げます。

平成19年度の赤沢スキー場の営業日数は86日間、平日はその57%を占めます。

しかしながら、売上額から見た平日の割合は、わずか27%しかございませんでした。

また、平日の日平均売上額は、1月が39,018円、2月が60,921円、3月が14,246円であり、一方、人件費・光熱水費など経費は、1日平均8万円以上かかっております。したがって、土日祭日で稼ぎ、平日にはき出してしまおう状況となっており、この傾向は毎年同じであります。

このため10月8日に開催された赤沢スキー場運営委員会において協議し、平日の営業は貸切営業とし、リフト2基運転の場合は11万円、リフト1基運転の場合は7万円、ロープ塔のみ運転の場合は4万円とするものであります。予約がない日は閉業とする営業方針が決まりました。

また、この会議において貸切営業以外でも、人件費がかからないようリフト・ロープ塔の回数券を廃止し、1回券、午前券、午後券、一日券のみの販売が決まっております。

今回の条例改正につきましては、これら営業方針の変更に基づき料金表を改正するものであります。よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第115号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 貸切の場合なのですけれども、スキー場をリフト2基で11万円ということなのですけれども、リフトとロープ棟を使った場合も同じなのでしょうか。

それともプラスになるのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) リフト2基を使った場合の人数と、リフト1基とロープ棟1基ということなのですけれども、11万円の設定の中では、ロープ棟を動かしても何とかペイできるという状況になっておりますので、リフトを2基使う場合、ロープ棟も使いたいということになれば、動かしたいというふうに考えております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第115号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第115号の討論を終結いたします。

議案第115号、みなかみ町赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号、みなかみ町赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第116号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第16、議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第116号について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、立地企業に交付する補助金等を算定する元となる期間を現行の3年間から5年間に改め、対象期間を2年間拡大するものであります。

この改正により利根・吾妻地区において現在最も優遇している地区と同じ措置になりますので、優良企業の誘致においては大変有利になるものと考えております。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第116号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 3年から5年になるということですがけれども、4年目、5年目というのは免除した場合の地方交付税の措置というのはどうなっているのでしょうか。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 地方交付税の算定基準になりますのは、固定資産税の課税の特例の部分で免除した場合でございますので、その条例については3年間となっております。

したがって、これは本条例の関係は工場設置奨励条例ということで、工事に来て頂きたいという町独自の奨励金制度でございますので、交付税算定にはならないということでございます。

税の特例を受けている3年間が終わりますと、この奨励金で2年間受けられるという形で合計で5年間になるということでございます。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） そうすると2年間は、町の単純な持ち出しということでよろしいのでしょうか。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） お尋ねのとおりでございます。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 奨励金を受ける場合にかかった費用にするのか、固定資産税の相当額にするのか、選択するような場面が申請者の方にあると思うのですがけれども、それは今回該当する場合は、矢瀬工業団地などの場合は、どちらが有利なのかという点について。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 工場設置奨励条例については、固定資産税額で算定して、企業に奨励

金として出す、交付するという考えでございます。企業の選択権のようなものはございません。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 今の回答を聞いておまして、2年間については、いわゆる固定資産税に該当する部分が町の持ち出しということになるわけですね。持ち出しというよりも、収入にならないわけですね、免除、奨励をするわけですから。そういう点で、3年間については一応金額等も算出予定として、算出しているのかどうか、その金額はどのくらいになるのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長岡村章君。

(地域整備課長 岡村 章君登壇)

地域整備課長(岡村 章君) お尋ねのとおり、3年間については交付税で参入されますが、2年間については純粋に企業がお支払い頂いた固定資産税をもって、企業に奨励金として交付するというところでございますので、純粋にいただいたお金を交付するという形になろうかと思えます。

それから、額の算定でございますけれども、まだ企業が実際にそこに工場を設置したいとしていないので、固定資産税額等が算定できないので、額については算定をしてございません。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 算定が出来ない状態ということは、まだそういった物がないし、算定が出来ないということなののでしょうか。

ということは、一定の見込みがあって、こういう3年から5年に延長するっていうことが、余所ではもう既に工場誘致がされておりますから、そういう点で一定の理解は出来るけれども、そうでない我が町でもって今こういうふうにするっていうのは、そういった一定の見通しや根拠というものが明らかになっているのが当然ではないのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長岡村章君。

(地域整備課長 岡村 章君登壇)

地域整備課長(岡村 章君) 固定資産税額については、工場等の建物が出来て、それで始めて評価して税額が決まるものだと思いますので、いくら固定資産税が見込まれますよというのは、言えないのではないのでしょうか。以上でございます。

議 長(傳田創司君) 関連答弁、収入役大川浩一君。

(収入役 大川浩一君登壇)

収入役(大川浩一君) 今回の誘致条例に基づいて考えますと、5年間、固定資産税のすべてを免除するという考え方でよろしいかと思えます。

それについて、最初の3年間は、固定資産税額の75%を国や県から交付税として交付されますよ、その後の2年間は国や県からの交付税は入りません。

ですから、2年間はタダ、最初の3年間は固定資産税額の75%が国県から入る、そして、大都市は別といたしまして、誘致する地帯におきましては、5年間が一つの目安となっている。

そんなことで我が町も、ただ3年間では、この時代に素晴らしい企業を誘致するに当たりまして、なかなか応じてくれない。そんな意味で今後、これを基にして、5年間という

ものを定めていきたい。それと同時にかなりの基盤造成に当たって、町の出費もいたしますが、それについては今後出てくると思いますが、財政調整基金を切り崩して対応せざるを得ない、そして、5年を経過した後に、その固定資産税額を町に納めてくれるだろう、そんな予定でございます。

なぜ企業誘致をするかということは、今現在、概ね2%の人口減少を起こしております。それにはなかなか若い人たちが勤めてくれる職場がない、一つは職場の創設であります。あと一つは、毎年平均どのくらい固定資産税額が減少するかと申しますと、1年間に約5～6千万円減少を続けております。それをこれから、ある程度補うことも必要でございます。

ですから、新たな部門の固定資産税額の補充を含めて、企業誘致等をしてなるべく大きな税額の減少をおこさない、そんな考え方で町長は推進していることと思います。

ついでに19年度の町民税決算でございますが、44億7～8千万円になっているかと思えます。20年度は、上期においては、ある程度の推移で行けるだろうと、そんなことを考えてきましたが、ここにきて、どうも町税2億円の減少では対前年比済まないだろうと。今、考えることは町税総額において、42億円を何とか到達していきたい、と申しますと、もう既に2億数千万円の減を見込まざるを得ない、そして今の町税は補正をかけまして、40億円になっているかと思えます。そんな関連で、来年度はさらに町税は落ち込んでまいります。また細かいことにつきましては要望があれば、その都度お答えいたします。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 今の収入役の説明で、他の議員もよく分かったかと思うのですね。

つまり2年間、固定資産税を徴収もしないでやることで、それだけ効果が期待できるのかどうか、余所も見てみると、法律では確かに3年ですから、地方交付税が75%入ってくるってことであれば、それは何とか我慢が出来るけれども、それ以上はやはり異論が出てくるケースが非常にあります。

企業として、将来のことをいろいろ考えた場合に、必ずしもそのまま順調に10年、20年行くかどうか分からないというような今の時勢の中において、そういう展望まで考えた上で、いち早く誘致するために、餌ではないですけども、3年を5年にするような奨励金支給の条例を作るということはいかなるものかと私は思ったので、敢えて質問をしたわけですが、今の収入役のお答えで分かりましたので、一応質疑はこれで終わります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第116号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第117号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第117号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第117号について、ご説明申し上げます。

旧須川小学校の空き校舎を改修し、「にいはるこども園」を平成21年4月1日から開園いたします。それに伴い、にいはる幼稚園が現在ある新巻地内から、旧須川小学校に移転するための条例改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第117号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第117号の質疑を終結いたします。

これより議案第117号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 議案第117号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例については、にいはる幼稚園の関係ではありますけれども、先程質疑がなされましたこども園の関係とも関わりのある件ですが、そもそもがご存知のように、新治地区統合小学校反対の声の中で進められてきた、いろいろな町の事業が、このところでもって、最後の段階に来ているのではないかなという感じがします。

そういう点で考えたときに、この幼保一元化という形で、ああいった須川小学校、しかも古くなってきて、どうしても建て替えをしなければならないような場所ではなくて、そこへ多額な町の予算をつぎ込んで、幼稚園・保育園に対応をするような、今まで小学校ですから、当然のことではありますけれども、そういった余分な経費もかけながら、いわゆる認定こども園、官から民へという考え方で幼児教育をする場所をここに構えようとしてきていることについては、私は異論を挟まざるを得ません。そういう点で、これについては反対いたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第117号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

再三、申し上げますように、新治地区の小学校および教育環境の整備については、

数年来をかけて議論されてきた事業で、本年度において漸く統合した新治小学校が事業の総てを終了し、なおかつ空き校舎となった須川小学校を無駄にしないために必要な経費をかけて、次世代を担う子供たちの教育環境整備を整えるということで現在、仕事が進んでおります。

最初は、反対で議論をしあっても、もうここまで総ての方が温かい目で見舞ってくれている教育環境整備事業ですので、ここまできたらまあ一緒になって応援してもらえれば、大変にいいのではないかと考えております。これは総てにおいて次世代を担う子供たちのためでありますので、どうか議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同されますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第117号の討論を終結いたします。

議案第117号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第117号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第118号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第118号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第118号について、ご説明申し上げます。

「にいほるこども園」が開園するため、「にいほる幼稚園」が旧須川小学校に移転しますが、それに伴いまして、現在新治小学校の教室を借用して開設している「にいほる学童クラブ」が、移転した幼稚園舎を使用することになりますので、条例改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第118号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 先程、地番の訂正があったのですがけれども、以前にも、この203番地というのは訂正をされたような気がするのですがけれども、この203番地というのはあるのですか、ないのですか。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 前の新巻小学校、現在の新治小学校ですけれども、この中に203番地という地番がございます。ありますが、代表して使っているのが、208番地なものですから、今回も事務手続き上、間違えてしまい誠に申し訳ございません。

存在いたしますけれども、代表としては208番地を使わせていただきたいということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第118号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第118号の討論を終結いたします。
議案第118号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第118号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第119号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第19、議案第119号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第119号について、ご説明申し上げます。
月夜野給食センターを改修し、8月25日から水上給食センター業務を月夜野給食センターに移転したための条例改正であります。
よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第119号について、質疑はありませんか。
8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 給食センターの廃止が、ここで法律的に決まろうとするわけですけれども、合併前には最後の段階まで、この水上地区の給食センターについては新築をするということで進められてきた経過があります。それはこの会場においても、教育長は縷々説明をして頂いたわけです。

そういう点で考えたときに、こういうふうな措置がされるということは、非常に残念な

ことで、なぜこういうふうな結果になったのか、本当に当事者の責任を問いたいぐらいです。

それでお聞きしたいのは、水上地区に月夜野から配送されるわけで、配送する上で施設が不十分だということで、お金をかけて月夜野給食センターを改修した経過もありますけれども、一番大きい問題となってくるのは、移送の問題で、一体、法律に基づく規制の対象内の距離で配送できるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 実際に配送をして、特に藤原地区の藤原小中学校が問題なわけなのですが、校長によく聞いているのですが、食缶を改めて良いものにしたものですから、前よりも良いと、温かいということで、例えば蕎麦の汁などは冷めないということで報告を受けております。問題ないと理解しております。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 食器を替えて温かいということで、問題ないということではなくて、時間を聞いたのですけれども、夏場は良いですが、これから厳冬期に入ってきて雪の量が多くなる時も、ここ2年間は少ないのですけれども、輸送が非常に大変ではないかということがあるので、今それをお聞きしたわけです。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 文部科学省の指導は、概ね2時間という事で、これは概ね2時間で配送されているわけで問題ないと思ひますし、冬期間を心配していたのですけれども、配送するのは大体11時近くになると思ひるので、朝早くないですから、除雪もほとんど済んだ状態で運搬できるということで、心配はしていません。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第119号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案119号、みなかみ町給食センター条例の改正について、反対討論を行います。

18年5月に総務文教常任委員会が学校の視察したときに、「雨漏りが酷い水上給食センター」、「調理室内にカビや羽アリが発生している」との報告がありました。

保健所からも改善を指導されるなど、早急の対応が迫られたのも事実でありますけれども、学校給食法が数十年ぶりに改正されて、「食育」として給食も重要な柱になってきたと思ひます。

食育については、成長する児童生徒にとって、非常に重要と考えられております。

月夜野給食センターから、距離や冬期の積雪も考えれば、ギリギリの時間になっていると思ひます。

調理の簡素化とかを考えれば、時間が間に合うのではと思われるかもしれませんがけれど

も、水上地区の児童・生徒、600食近くは地元で作るのが大切だと考えます。

水上地区の住民からの請願や要望も、食育指導の重要性から、給食センターの新築を求めておりました。なぜ廃止するのか分かりませんが、水上地区の学校施設整備は始まったばかりです。給食センターを併設することも十分可能と考えます。

学校施設検討委員会で検討した、「教育施設整備計画」が「絵に描いた餅」にならないように水上地区に給食センターを建設することを申し上げて、反対討論いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第119号の討論を終結いたします。
議案第119号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第119号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第120号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議 長（傳田創司君） 日程第20、議案第120号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第120号について、ご説明申し上げます。

平成21年5月5日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が前橋市に編入されるため、規約変更の要が生じたので提案する次第であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第120号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第120号の質疑を終結いたします。
これより議案第120号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第120号の討論を終結いたします。
17番（森下直君） 議長、ちょっと休憩を願いできますか。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
（11時32分 休憩）

※ 暫時休憩中に議案書に関する確認がされた。

（11時35分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（傳田創司君） 議案第120号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

発言申出

議 長（傳田創司君） ここで先程の議案第108号について、質疑のありました部分について、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長 鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 先程、原澤議員の方から質問のありました「公益法人」と「公益的法人」の違いについて、説明をさせていただきます。

まず、公益法人というのは、今まで民法に基づく社団法人、財団法人であり、法人の設立に当たっては支部官庁の許可とか、支部官庁の判断で公益性があるかどうかという判断がされていたわけですが、今回の改正によりまして、一般社団法人と一般財団法人については、登記のみで設立できるということになりました。

この部分については、公益性が少ないということで、今までの公益法人というのは、特に大きな部分では、法人税という収益事業のみの課税だったわけですが、今度公益的法人という表現になりますと、当然今までの公益法人、公益財団法人、公益社団法人については、今までと同じような収益事業のみの課税になるわけですが、一般社団法人、一般財団法人、これらについては、そういった優遇措置が無いということになります。

一般社団・財団法人については登記のみで設立できるということになりますので、現在の公益法人がどちらにするかというのは法律の施行後、5年間の間に各法人が選択をするということになっておりますので、一般社団法人がどういうところがあるのか、そういったことについては、今後の動向を見ないと分かってこないかと思えます。

現在、町で派遣している法人とは公益法人ということで理解をしております。以上です。

日程第21 議案第121号 土地開発公社定款の一部変更について

- 議 長（傳田創司君） 引き続き、議事を進めます。
 日程第21、議案第121号、土地開発公社定款の一部変更についてを議題といたします。
 町長より、提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。
 （町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第121号について、ご説明申し上げます。
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が改正されました。
 また、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、郵便貯金が廃止されたことに伴い、条文の整備を行うためのものです。以上が概要であります。
 よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
 議案第121号について、質疑はありませんか。
 7番原澤良輝君。
 （7番 原澤良輝君登壇）
- 7 番（原澤良輝君） 第7条の4項を、民法59条を雇用地拡大推進に関する法律16条の8項に替えるということなのですけれども、8項については監事の職務が規定されると思うのですけれども、これに替えないとならない理由を教えてください。
- 議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。
 （地域整備課長 岡村 章君登壇）
- 地域整備課長（岡村 章君） 民法59条の関係が12月1日の改正に伴って削除をされるということから、この新しい法律で規定されるところで監事の職務についてが謳われますので、改正するというところでございます。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
 これより議案第121号について、討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第121号の討論を終結いたします。
 議案第121号、土地開発公社定款の一部変更についてを採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第121号、土地開発公社定款の一部変更については、原案のとおり可決

されました。

日程第22 議案第122号 土地の処分について

- 議 長（傳田創司君） 日程第22、議案第122号、土地の処分についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第122号について、ご説明申し上げます。
みなかみ町土地開発公社による矢瀬蟹杵地区工業団地造成事業実施に伴い、事業計画区域にある普通財産の町有地売却について、地方自治法第96条第1項第8号及び、みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第47号第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第122号について、質疑はありませんか。
8番穂苺清一君。
- 8 番（穂苺清一君） 3番の売却価格、9,329万円余が計上されておりますけれども、実はこの後に出てくる補正予算の関係で収入が8,665万円余に計上されているのですが、この差額はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）
- 総務課長（鬼頭春二君） 不動産売り払い収入が当初予算で1千万円見ておりました。
現在、売り払い出来たのが、340万126円であります。
したがって、当初予算で660万円ほどの不足が出ておりますので、それらを相殺いたしまして、今回8,665万5千円を見込んでございます。以上です。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
10番高橋市郎君。
- 10 番（高橋市郎君） 地目が原野と雑種地があるようですけれども、それぞれの平米単価を教えてくださいいただければと思うのですけれども。
- 議 長（傳田創司君） 収入役大川浩一君。
（収入役 大川浩一君登壇）
- 収入役（大川浩一君） 1平米当たり一律9,700円でございます。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
8番穂苺清一君。
- 8 番（穂苺清一君） ということは、これは売却の相手方、町が土地開発公社に9,325万円余で売却するということになりますが、これは聞くところによれば、土地開発公社がこの土地を造成するなりして、所謂これだけ広い面積ですから、開発行為もみな手続きが必要ですが、そういうことをした上で、売却をすることを考えてよろしいのでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。
（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） この町有地につきましても、企業誘致する造成工事をする区域内に入っておりますので、当然誘致企業に売り渡すところの面積に入ります。

町の土地が企業の所に行くかとかという、そういう部分についてはあそこに道路も出来ますし、内訳としては分かりませんが、その中の区域内に全部入るということでございます。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 企業誘致する企業に売却をすると、その内のこれはごく一部ということで考えてよろしいですね。

ということは、この売却、土地開発公社に売却する価格でそのまま企業に売なのか、あるいはどういう見込みでいるのか、何割増しで売なのか。

転売するわけだと思いますけれども、普通卓見業者であれば、転売するために手数料等を、いわゆる利益を上げて売却するわけですが、どのくらいの見込みでいるのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 先日、土地開発公社の理事長が、全員協議会でご説明をしたとおりですが、企業に売り渡す価格は、1平米当たり12,000円でございます。

議 長（傳田創司君） 補足説明、答弁、町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 結局、この土地については、土地開発公社が買い上げますよね。

それで土地開発公社が、町の債務負担行為によって造成をします。それを誘致企業に売り渡すということでありませぬ。

町なら、この土地だけについて判断するならば、平米9,700円で買って、それを造成して、それを12,000円で売るといふことですね。

そこには勿論利益は出ないわけですし、その不足分は先日も説明してありますように、町の一般会計の方で補填をするということですね。

先日、詳細な資料をやってありますよね、そのとおりです。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第122号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第122号、土地の処分については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号、土地の処分については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第23 議案第123号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について**
- 議案第124号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について**
- 議案第125号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について**
- 議案第126号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について**
- 議案第127号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について**
- 議案第128号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について**
- 議案第129号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について**

議 長(傳田創司君) 日程第23、議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは関連する議題でありますので、以上7件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第123号から129号まで、一括して説明させていただきます。

最初に、**議案第123号、一般会計**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,338万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億817万7千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳では、地方特例交付金440万3千円の増額は、地方税等減収補填臨時交付金であります。地方交付税3,910万4千円の増額は普通交付税であります。

国庫支出金4,223万4千円の増額は、安全安心な学校づくり交付金と地域活性化・緊急安心実現交付金等の増額によるものであります。財産収入8,665万5千円の増額は、矢瀬地区の企業誘致に伴う町有地売り払い収入であります。

繰入金935万4千円の減額は、教育環境整備基金繰入金であります。

町債2,610万円の減額は、桃野小学校体育館建設事業に係る国庫補助金が増額したことによるものであります。

歳出の主なものですが、まず今回の補正においては、人事異動に伴い職員人件費を全般に渡って組み替えるとともに、総額を6千万円余りの増額補正をしています。

主な増額内容は、退職手当負担金の負担率改訂によるものが1,500万円、特別会計からの人事異動によるものが1千万円、時間外勤務手当が1,800万円、住居・通勤手当等の各種手当によるものが1,200万円であります。

人件費以外の主なものは、2款総務費では、町有自動車管理費が150万円の増額、地

域づくり費が180万円の減額等であります。

3款民生費では、社会福祉費の福祉医療費町単独分が620万円の増額、児童福祉費の水上保育園建設事業費が2,091万円の減額であり、これは第1保育園を公設から民設に計画変更することから、設計費等を減額するものであります。

なお、給食センターの解体工事費については、10款教育費に組み替えて計上をしております。

6款農林水産業費では、林業費の治山事業で県単治山事業が150万円の増額であります。8款土木費では、土木管理費で道の駅整備事業が2,120万円の増額ですが、この内容はたくみの里豊楽館の隣接地に駐車場を確保するための用地買収費と工事費であります。地権者との協議も整い、相俣ダム管理事務所所管の工事で、良質な盛土材が確保される見通しとなったため、補正計上するものであります。

橋梁維持費250万円の増額は、諏訪橋大橋補修工事で、県への管理移行に伴う歩道部分の補修工事費であります。除雪費857万4千円の増額は、ロードヒーティングの光熱水費の高騰によるものであります。

9款消防費200万円の増額は、後閑地区の消防詰所改築工事に伴う既存建物解体工事費であります。

10款教育費では、教育総務費の中で就学支援事業を1,670万円増額補正しています。これは、来年度から導入される新学習要領に対応するための教材整備と、子育て支援施策として、小学校入学時に2万円、中学校入学時に4万円を支給するものであります。

なお、財源は国が補正予算として措置した地域活性化・緊急安心実現交付金を活用したいと考えております。

次に**議案第124号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,325万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,562万9千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳では、1款国民健康保険税4,392万円の減額は、収納が見込めない状況に応じたものであります。

3款療養給付費交付金1億3,802万7千円の増額は、主に現年度交付決定分及び過年度分の追加交付確定による増額分であります。

4款前期高齢者交付金1億8,893万7千円の減額は、後期高齢者医療制度の発足に伴い発生した交付金制度ですが、国の施策により一方的に交付決定額が大幅に圧縮されたことによるものであります。

8款繰入金5千万円の増額は、療養給付費の伸びにより予算不足が生じたため、基金を取り崩し繰入するものであります。

9款繰越金1億5,808万5千円の増額は、平成19年度繰越金で歳出額に対応した補正措置であります。

歳出補正の主な内訳では、2款保険給付費は、主に一般被保険者分の伸びにより1億2,344万7千円の増額、退職被保険者分の減少により2,570万円の減額によるものであります。3款後期高齢者支援金2,520万6千円の増額は、当初予算に対して交付決定の増額によるものであります。

5款老人保健拠出金738万9千円の減額は、老人保健医療費等の拠出金額の確定によるものであります。6款介護納付金2,220万円の減額は、納付金額の確定によるものであります。

11款諸支出金1, 881万1千円の増額は、平成19年度一般療養給付費の精算により確定した返還金によるものであります。

国保会計は、療養給付費が毎年3%強の伸びにより、歳出が増え、本年度国保税を値上げしたにもかかわらず、会計は破綻状態に陥る恐れがあります。

今回の補正では、財源不足を基金からの繰入金で対応しましたが、その結果、基金は底をつきました。今後、年度末までに交付金等が確定され、歳入が多少見込めるにしても、医療費の伸び具合によっては、一般会計からの繰入れ、場合によっては借入れを起こして対応しなければならず、負担と給付のあり方を抜本的に見直さなければならない時期に来ていると思います。

次に**議案第125号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,069万2千円とするものであります。

歳入補正については、5款繰越金を12万円増額補正をしています。

歳出の補正であります。1款総務費12万円の増額補正は、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、老人保健特別会計は縮小されましたが、当初予算に対して国保連に支払う共同電算処理事業手数料が大幅に上回り、予算に不足が生じたための増額補正であります。

次に**議案第126号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ286万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,436万1千円とするものであります。

主な歳入補正では、国庫支出金33万1千円の増額は、認定調査モデル事業実施に際し、その事業費補助であります。

9款繰入金253万6千円の増額は、認定モデル事業の補助残および制度改正に伴う、必要な事業を実施するために一般会計からの繰入金をお願いするものであります。

主な歳出補正の内容では、1款総務費286万7千円の増額は、次年度から認定調査項目の見直しを図るための前段として、全国一斉に行われる認定調査のモデル事業実施に伴うシステム改修費及び制度改正に伴うシステム改修費によるものであります。

2款保険給付費及び3款地域支援事業費につきましては、給付費および事業費の総額を変えずに介護サービスの利用見込に沿った各々の給付費、事業費の編成替えをしたものであります。

次に**議案第127号**について、ご説明申し上げます。

既定の予算に歳入歳出それぞれ1,980万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,031万円とするものであります。

主な歳出の内訳について申し上げます。1款総務費1項総務管理費425万円の増額は、消費税の確定申告によるものであります。

2款下水道事業費1項公共下水道費1,435万円の増額は、月夜野第8処理分区の管渠布設工事に伴うものであります。一方、財源ですが、資本費平準化債の発行限度額が確定しましたので、9款町債を1,980万円増額補正して対応しております。

次に**議案第128号**について、ご説明申し上げます。

既定予算の収益的収支で、支出を1,284万5千円減額し、支出総額2億6,942万7千円に、資本的収支で支出を253万円増額し、支出総額2億6,506万5千円とするものであります。

収益的支出の主なものを申し上げますと、1款上水道事業費用1項営業費用229万1千円の減額は、横吹ポンプの能力低下による修繕費等の増額と、人事異動による給料、手当等及び経営認可委託料の精査による減額であります。2項営業外費用1,005万2千円の減額は、繰り上げ償還分の精査による利息の減額であります。

2款簡易水道事業費用1項営業費用176万5千円の増額は、湯桧曾浄水場の揚水ポンプ故障による修繕費等であります。2項営業外費用226万7千円の減額は、繰り上げ償還の精査による利息の減額であります。次に資本的支出の主なものは、1款上水道事業支出、2項企業債償還金374万7千円の増額は、返済期間の短縮による増額であります。

2款簡易水道事業支出、1項建設改良費200万円の減額は、国道291号線湯桧曾橋架け替え工事の計画が県より示され、同工事に併せて施工する事が有利であるため、今年度予算から減額するものであります。

次に**議案第129号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,952万6千円とするものであります。

赤沢スキー場の今シーズンの営業は、より効率的な運営を図るため、平日は貸切り営業とし、申し込みがない場合は休業とします。また、リフト・ロープ塔の回数券を午前券、午後券とし、改札の人件費や食堂のメニューも見直しを行い、経費の削減を図りたいと考えております。今回の補正は、この営業変更に対応した補正と、当初予算では、職員のスキー場勤務を想定していましたが、施設管理職員の減少もあり、臨時職員に変更した補正であります。補正の主なものですが、歳入では、1目使用料のうちリフト使用料、21万7千円の増、2目事業売上のうち売店売上料を19万1千円減額しています。

歳出では、7節賃金が79万4千円の増額、11節需用費のうち、燃料費を25万1千円減額し、修繕料を41万円増額しています。また、14節の国有林等借上料を67万5千円減額するものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長 (傳田創司君) ただ今、議案第123号から議案第129号まで、7件一括して提案理由の説明が終了しましたが、ちょうど昼食の時間となりましたので、この際、休憩いたします。午後は、7議案に対しての質疑より始めたいと思います。

13時15分から再開いたします。

(12時05分 休憩)

(13時15分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申出

議 長 (傳田創司君) まず冒頭に、午前中の島崎議員の質疑に対する資料が揃ったということでございますので、担当課長より発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

生活環境課長鈴木初夫君。

(生活環境課長 鈴木初夫君登壇)

生活環境課長（鈴木初夫君） 午前中の島崎議員の質問について、お答えいたします。

16年度決算について調べてきておりますので、ご報告いたします。

まず簡易水道関係なのですが、旧月夜町においては、210万5千円の一般会計からの繰入れを行っております。また、旧新治村については、1,927万9千円で、合計で2,138万4千円でございます。

また、上水道、水道事業関係につきましては、旧水上町についてはゼロでございます。

旧月夜野町については100万円、以上でございます。

議長（傳田創司君） それでは午前中に議案第123号から129号までの一括提案理由の説明が終了しておりますので、順次、質疑に入りたいと思います。

まず、議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第123号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第124号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第125号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第125号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第126号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第126号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第127号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第127号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第128号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 12ページの補正予算200万円の減額なのですが、これは繰延べるのか、他の事業で実施するのか、教えて下さい。

議長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。

（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） この200万円につきましては、湯桧曾橋の架け替えが県により発表

されました。それと工事の方がダブって、仮に設置しても取り壊しをして、移設ということが起こり得ますので、今回につきましては、予算の方を落とさせてもらいまして、また改めて工事の時期に合わせて、予算の計上をしたいと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第128号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 収入が、リフトの使用料が上がるということになってはいますが、これはスキー場の貸出料も含めてということなのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。
（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 貸出料も含めまして、リフト使用料ということで精査をしたところ21万7千円の増額ということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第129号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 一般質問

通告順序第1 16番 鈴木 勲 1. ホッケー場を公式競技場に 2. 仏岩トンネルの湧水について

議 長（傳田創司君） 日程第24、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員から通告がありました。本日は、6名のうち2名の方の質問を順次、許可いたします。

まず始めに、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

16番鈴木勲君。

（16番鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 傳田議長の許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。

まず、**ホッケー場を公認競技場**にということでお伺いいたします。

みなかみ町にとって、昭和58年赤城国体競技がございました。

ホッケー競技につきましては、小学生、あるいは中学、利根商生と競技の種目が各班にわたって行われておるわけですが、群馬県において、他にない注目すべき強化種目であるホッケー競技であります。

最近、ホッケー場の芝が傷み、手入れをしなくてはと思われませんが、現在ホッケーグラウンドは公式競技場ではありません。

ホッケー協会から公認されていないために、あらゆる大会を前に、必ずと言っていいくらい、公認の、例えば、埼玉の飯能とかに遠征をしているわけでございます。

遠征費は多額であり、公認グラウンドにするためには、数億の予算がかかると聞いておりますが、人工芝に張替えて、公式競技場にしたいものでございます。改修して、みなかみ町の誇れるグラウンドにして、他県から町に訪れるホッケー競技関係者、並びに選手役員あるいはサポーターの宿泊を考えれば、客の倍増で町が潤ってくるのではないかと思われれます。

まず、温泉地の活気が出てきます。温泉場の活性化のためにも公式練習場に必要です。

町長の考えをお願いいたします。

次に、**仏岩の湧水**についてでございます。

水上阿能川と新治の赤谷・相俣を結ぶ県道水上猿ヶ京線、仏岩トンネルの開通に伴い、トンネル内から湧水が何十リットルかの水量が水上方面に流出しておるわけでございますが、その湧水を利用することにより、赤谷簡易水道の濁水のときにですね、今年も濁りとか、臭みが出たようでございますが、水の利用によって、住民の悩みも緩和されるのではないかと思われれます。

トンネル内の湧水によって、千葉村の研修客あるいは、千葉村にとりましては年間3～4万人というお客が研修宿泊に来ているということでございますが、また赤谷集落の給水にも、その水で十分まかなえるのではないかと考えられます。

仏岩トンネルの水上方面の出口に水槽を掘ってですね、トンネル内に設置してあるU字溝を通して、エスロンパイプでポンプアップして、ミニダムに流して安心安全の水の供給に努めてほしいと思われれますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） **ホッケー場を公認競技場**にという鈴木勲議員の質問にお答えいたします。

所管する教育委員会としてお答えします。

ご存知のように、みなかみ町のホッケー場は、旧月夜野町時代の昭和58年に行われた「群馬国体」の時に新設され、現在に至っております。

鈴木議員が言われるとおり、群馬県内には6つのホッケーチームが組織されておりますが、その内、本町には月夜野スポーツ少年団をはじめ、月夜野中学校、利根商業高等学校、みなかみ町役場の4チームが存在するなど、県内の他町村にはない競技の特徴を持っております。

また、本町のホッケー会場は県内唯一の施設であり、今後予定されている公式試合としては、平成22年度に国体関東ブロック大会をはじめ、平成23年度は関東高等学校選抜大会等の大きな大会が計画されております。

これらの大会を開催することで、町内の旅館等への宿泊者が約1,200名ほど見込まれるなど、減少している観光客等への誘客促進を図るという観点からも、地域経済への貢献度は高いものと考えております。

ご質問の公式競技場にするための人工芝への張り替えについてですが、全面人工芝に整備すると、想定される事業費は、約4億2千万円が計算され、その他にメンテナンス料、管理費等を含め、おおよそ年間250万円ほどの費用が必要になると思われまます。また、人工芝といえども永久的なものではなく、実例等から耐用年数は12年から13年くらいが目安と言われております。

したがいまして、今後の町の財政状況及び教育委員会予算計画等を考慮すると、耐震補強工事等の学校施設整備が完了した段階で、同施設の整備計画を検討したいと思ひます。

以上のようなことから、現段階では現状の芝グラウンドを公式競技場になるように管理する方向で対応し、民間委託等を検討しながら、芝生の維持管理を行うと共に、大会誘致等の利用促進も合わせて図るなど、誘客活動についても力を入れて行きたいと考えております。

以上、鈴木議員の答弁とさせていただきますが、今後とも議員各位を始め、関係者の方々のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 鈴木勲議員にお答えいたします。

ホッケー場の関係につきましては、ただ今、教育長から答弁があったとおりであります。

この関係につきましては、ホッケー、サッカー関係者等々からですね、より多く活用するためには、人工芝によって何とか整備を出来ないかということについては前々からお話を伺っているところです。

確かに人工芝によって、その利用を増やせば、位置的にも場所的にも良いところにホッケー場が設置されておりますので、利用度は高まると思ひますけれども、やはり問題は財政であります。先程も4億2千万円ほどかかるという話がありましたが、現状では、もう鈴木議員もご案内のとおり、この財源は確保できません。

しかし、ここで出来ないと言ってしまったら、それで終わりなので、ではどうするか。長い歴史のあるホッケー場でありますので、これを存続し、さらに有効に活用するためにはどうするか、やはり独自の財政ではできませんので、宝くじ協会の基金であるとか、そういう資金を上手く活用して、やはりやれるように知恵を絞っていくことが大事なと思ひております。

これらはやはり県との連携の中で出来ることでもありますので、群馬県等にその内容を話しながら、何とか実現できるような方向で努力をしていきたいと、このように考えているところです。

それから、**仏岩トンネルの湧水の活用**についてのご質問でございます。

県道相保～水上線については長年にわたりまして、「県道整備促進規制同盟」をつくりまして、当時の腰越水上町長が会長をし、私が副会長をして関係機関に働きかけて、完成をした事業であります。

仏岩トンネルは事業の要でありまして、水上町・阿能川と新治村・赤谷の区間を峠で遮られていたわけでありまして、この間を群馬県施工で平成3年11月に全長850mのトンネルをもってこれを完成し、全線が開通することができたわけでありまして。

今、思い起こしますと、工事中は大変にこの湧水で、その対策に苦慮したことが思い出されるわけでありまして、一方ではですね、この完成後にこの水の活用についても当時から考えておりました。

この湧水は阿能川方面に流れておりまして、年間安定した水量を保っております。

水量は、1時間当たり8トン以上が確認をされておまして、水道水としては問題はありません。そこで、この湧水の活用については、私が新治村長時代、当時の腰越水上町長、現副町長でありますけれども、両者で話し合いをしまして、その一部は新治側に流すことで合意して、同意書を取り交わしたという経緯がございます。

ご指摘の赤谷地区はご案内のとおり、赤谷簡易水道で給水をしております。

水源は砂防用ミニダムから直接取水しており、夏場は水質が悪化する恐れがあるために、浄水はもちろんのこと、原水の検査も満遍なく実施をしているところであります。

したがって、水質等は法定の基準値内に収まっております。

しかし、年によっては、好天が続く、ミニダムの水量が減少すると、落ち葉等から微生物が頻繁に増殖し、色度や臭気が発生する恐れがあります。

そこで、今年度は濁度解消工事として500万円を掛けて、集中豪雨の時に取水制限が出来る施設に改造しまして、濁り水の流入を回避する対策を取りました。

また色度・臭気の解消は、仏岩トンネルの湧水利用を前提に検討もしているところであります。

既に、仏岩トンネルの水上側には、集水升とモーターが設置をされております。

したがって、スイッチを入れさえすれば、新治側に送水できるというふうになっているはずですが、

しかし、問題はトンネル口から配水池まで、どのような方法で送水するかであります。

一つは、800m下流のミニダムに直接入れる方法があります。

次に、県道に埋設して配水池に入れる方法も考えられますけれども、距離が2.8kmもありますので膨大な経費がかかってしまいます。

また、沢沿いに水道管を引くことも考えられますが、森林管理署や自然保護団体の協議等、数々の諸課題が上げられます。

したがって、色度と臭気対策は、財源の確保と共に取水位置の変更等を考慮に入れながら、現在検討をしているところであります。以上です。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） この夏の月夜野中学校のホッケー部につきましては、全国のスポーツ少年団、あるいは関東大会等に勝ち進みまして、全国大会に出場して、富山県の小矢部市や栃木の今市、今は日光市でございますけれども、大会に出場しているということでございます。それにつきましては、父兄の話を聞いてみますと、何れの大会に集まる人の多さは非常に驚くべき人数であったと聞きおよんでおります。

特にスポーツ少年団の大会では、北は北海道から、南は鹿児島までの選手・役員・付き添い父兄の客を今市のシャトルバスで送迎して下さったということで、市の行政の対応が熱心であったと驚いているわけでございます。

多くの人が近隣の温泉に3～4日間にもわたって宿泊する経済効果は計り知れないと思われるわけでございます。

これらを考えてですね、みなかみ町に大会を誘致することは、まず公認グラウンド、人工芝をするということでお願いをしておきたいと思えます。

先程、町長あるいは教育長の話によると、今現在では教育施設の拡充ということで、それが終わってからということでございますけれども、それに変わる芝の手入れ等もぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思うわけでございます。その拡充ができればですね、水上、猿ヶ京、湯宿等の温泉場を控え、アクセスも良いみなかみ町でございますので、ぜひとも公認グラウンドにして、まず関東では埼玉の飯能、あるいは栃木の日光市にしか公認グラウンドというのはございません。できれば我が町に公認グラウンドを設置すれば、全国規模の大会が出来るわけでございます。

そうした力強い町のサポートが今後必要でございますので、そういった点についても、町は環境の町、あるいはホッケーの町として、インターネットを開けば、ホッケーの町というような、インターネットを各県です、7つも8つも各県下でホッケーの町というのがすぐに出てくるということでございますので、ぜひともそんな勢いも、ぜひ町ではそれを取り入れてですね、ぜひホッケーの町、あるいは環境の町にしていく熱意があるのかどうか、もう一度、教育長にお願ひ申し上げます。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 熱意は十分にあるのですけれども、今、町長も申されましたようにやはりかなりお金がかかると言うことで、大変に残念なのですけれども、今鈴木議員のご質問を忘れないように肝に銘じてですね、今後も取り組んでいきたいというふうに思えます。

よろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) 16番鈴木勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) それから先程来の県道の水上～相俣線の関係、仏岩トンネルの湧水でございますけれども、湧水時は毎年、地元の区長が水道課や環境課の方には、連絡がきていると思うわけでございますが、今年、11月14日にちょっと用事がございましてそちらに出向いたわけでございますが、このときは雨も降らず、湧水時でありました。

仏岩の下にあるミニダムに足を運んでみますと、ダムには水が減水しておりまして、落ち葉が堆積しておりました。やはり水がないために、臭み、濁りが出てきたのではないかと思います。すぐ水道課に現状を報告してみますと、もう対策をすぐ取るというようなかたち、あるいは取っているというようなかたちでございましたけれども、まだ臭いがしているというような状態をお聞きしたわけでございます。

水がミニダムから流れ出るような状態であれば、まず濁り、臭みというのはないわけでございます。そういった点で、そのミニダムの取水について、少し検討を願いたいと思うわけでございます。例えば、落ち葉を浚うとか、何か対策は出来るのではないかとするわけでございます。

また、千葉村の上にある濾過施設は、昭和48年に設置されたと書いてありましたけれども、濾過施設の有効期限は何年なのか、あるいは耐用年数は何年なのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思えます。

千葉村に宿泊される人は年間3万8千～4万人と聞き及んでおりますけれども、千葉村

からの苦情はあったのか、なかったのか、その点についてもお伺いいたします。

議長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。
（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 濾過施設の耐用年数と、どのくらいの間、保つのかという質問ですが、耐用年数というのは、概ね8年だとかありますが、それ以外に急速濾過器というものを使っておりまして、その中の砂の交換等についてはやはり8年ぐらいで交換はしております。ただし、水質の良否によって、多少の年数は変わってきますが、概ね8年ぐらいで交換はしております。千葉村から苦情等があったかというご質問ですが、千葉村からは特にはございませんでした。以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 赤谷のあの地内は、やはり前々から水が無いのですね。
それで水源確保に大分苦勞して、今日に入っておりますけれども、その中で何とかあのミニダムを作って、そこに水を貯めて、それを水道に使おうということで今現在の所にミニダムから配水池を作って、今水道事業をやっているというのが実態です。

あそこに、千葉市の高原千葉村が昭和47年に完成しまして、今日に至っているわけがありますけれども、やはり水が少ないために、そういう問題というものは今日まで多々それはありました。

しかしミニダムを作ることによって、一定の成果を得たわけですが、今言われるように落ち葉の問題とか、あとは渇水時期等については、やはり臭いの問題等が出ているのもこれまた事実ですね。

したがって、これをどうするかということ等から、当時トンネルを造るときに、何とか水だけは確保しておこうということでやったという経緯があります。

今日に至って、それを利用して何とか今やろうということで取り組んでおりますけれども、先程申し上げましたような、いくつかの案が考えられますが、その中でどれを取るのが一番良いか、それは今後水道課を中心にして、また新治支所も一枚加わって検討し方向付けをしたいということです。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。
（16番鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 安心・安全な水を供給することが、簡易水道のあり方だと考えますし、ぜひ苦情の無いような成果を上げて欲しいと思ひまして、そのことをお願い申し上げまして私の質問を終わります。

議長（傳田創司君） これにて16番鈴木勲君の質問を終わります。

通告順序第2 9番 島崎 栄一 1. 敬老パスカードとインフルエンザ予防

議長（傳田創司君） 次に、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。
9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） では許可に従い、一般質問をいたします。

今回、質問する敬老バスカードは、通常3千円で買えるバスのプリペイドカードが、町の補助により、お年寄りの方は2千円で買える制度でした。

通常の3千円のバスカードでも、4350円分は乗れますので、2900円で買う現在の「みなかみ町敬老バスカード」は実質100円分の割引しかなく、到底敬老の精神があるとは言えません。

バスカードを買いに役場に出かける交通費を考えれば、100円の割引では、わざわざ買いに行く価値はなくなりました。このことは、みなかみ町の敬老バスカード販売数が激減したことから分かります。実質的にみなかみ町では、敬老バスカードが廃止されてしまったのです。利根沼田地区でみなかみ町だけが、敬老バスカードの恩恵がなくなっていました。

敬老バスカードを利用する方は、車が無いお年寄りです。買い物や友達の家への訪問、病院や診療所へ行くのにバスを使う方々です。家に閉じこもることもなく、元気に出かけるお年寄りでもあります。バスに乗って出かけて、買い物や遊びに行くことによって、さらに元気になります。

今まで頑張って日本を支え、みなかみ町をつくってきたお年寄りが元気に出かけられるように敬老バスカードを補助して、安く買えるようにすることは誠に有意義な政策です。最も優先して取り組むべき政策とも言えるでしょう。

みなかみ町は、都市部とは違ってバス利用者が少なく、その結果、運賃は都市部よりも高いものになっています。都市部では100～200円でバスを利用するのに比べ、みなかみ町では600円、700円とかかってしまいます。往復では1000円を超えます。

敬老バスカードは、田舎ほど必要性が高いと言えます。

国民年金をもらっている方々の平均支給額は、月4万6千円程度です。1日1500円ほど。年金をもらっている人は1日1500円くらいで暮らさなくちゃいけないんですね。そういう中でですね、バス代が1000円以上かかるということは大変なことです。

最近では、介護保険や後期高齢者医療制度など、年金からの天引きが増え、年金暮らしのお年寄りはさらに厳しくなっています。

福祉の心があるのなら、そういったお年寄りを支援するためにも敬老バスカードを安くしていかなければならないでしょう。

敬老バスカードを2千円にすることにより、高いバス代が少しでも安くなることは、今まで頑張ってきたお年寄りの方々への大変有意義な支援になります。

元気に出かけて、お店で買い物をして、友達の家遊びに行き、笑顔で暮らしてもらいたと思います。年を取って、車を運転できなくなっても、行きたいところに自由に行けるようにしていくことは、住みやすい町づくりの基本中の基本と言えるでしょう。

また、全国的に利用者の減少により路線バスの廃止が相次いでいます。

しかし、高校生や電車で来る観光客、車のない高齢者にとって路線バスは必要不可欠です。地域にとって、路線バスは重要なインフラです。敬老バスカードを2千円にして利用者を増やすことは、地域にとって大切な路線バスへの支援にもなります。

今現在、路線バスがない地域は、スクールバスに便乗できるようにすることで路線バスのある場所まで出られるようにし、敬老バスカードを安くして路線バスを利用しやすくすれば、みなかみ町は車なしでもある程度、自由に移動できる住みやすい町になります。

さて、こういった提案を議会でしたときに、よく返ってくる答弁として、「財政が厳しい」というものがあります。

数百万円の敬老バスカードへの補助は本当は不可能なのではないでしょうか。違うと思います。役場を1億円かけてリフォームしたとき、追加でポンと600万円工事をしました。

120億円の予算を組む「みなかみ町」が数百万円の敬老バスカード補助を出来ないことはありません。要はやる気の問題です。

今回の質問の趣旨は、「たとえ財政が厳しくても、敬老バスカードへの補助は実行すべき重要な政策だ」ということです。敬老バスカードよりも必要性の少ない出費もあるようですので、そちらを削ってでも敬老バスカードへの補助を復活させるべきでしょう。

来年度予算にバスカードへの補助を付け、1枚2千円で敬老バスカードが買えるようにしていきましょう。みんなが喜ぶます。

次にインフルエンザ予防接種の自己負担が現在2千円であるものを千円にするために予算を付けていきましょう。

高齢者がインフルエンザにかかり通院すれば、医療費は千円や2千円では済みません。

みなかみ町の財政を考えても、インフルエンザの予防注射をすることによって、医療費が削減された方が良いでしょう。

町の財政難を克服するためにも、町民の健康増進を図り、病気を予防することは有意義な政策です。来年度からの予算に反映していきましょう。

いつまでも「みなかみ町の方は2千円」などと病院に貼り出されているのは恥ずかしいことです。利根沼田の足並みを揃え、町民の健康増進を図っていきましょう。

無限にお金が湧いて出てくるなら、何でも出来ますが、現実には限られた予算の中で町政が行われます。何にどれくらいお金を使うかという優先順位が政治の一番大事な役割です。

これからは無駄遣いをやめて、公共の福祉に貢献できる分野に、重点的に予算を回していきましょう。基本に立ち返って、みんなが喜ぶですね、みんなが元気になる町政を実現していくのが良いと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） まず、敬老バスカードについて、お答えいたします。

島崎議員は、今日まで敬老バスカードについて、何回となく質問をされていますが結論から言いますと、今回も私自身は賛同する気持ちにはなりません。

この事業は、バス利用の促進と高齢者の福祉向上を目指して、昭和55年度から県の補助事業としてスタートをしましたが、県では次のような理由から、平成17年度を持って廃止をしております。

それは、一つには、高齢者が増えても利用者は減少し、利用促進の効果が見られないこと。二つとして、群馬県はバスカードの割引率が、全国でも高いレベルにあること。三つ目は、このような制度を実施している都道府県がないこと等を上げております。

そこで町村合併を契機に、町では18年度から町単独事業で取り組み、今日では敬老バスカード3千円を購入するにあたり、自己負担2,900円、町負担100円で、この事業を継続をしております。

この事業は、町が100円負担することによって、3千円が1,350円の補助効果が出て、4,350円まで利用することができます。これは都市部の利用に比べて大幅な割引率となっているからであり、その割引率は50%で利用者に大きく寄与しています。

さらに、個人の実質負担率で見ますと、66.7%になっています。例えば、猿ヶ京～後閑駅間のバス料金は860円ですが、実質負担は574円になります。

また、猿ヶ京～沼田郵便局前間は1,250円でありますけれども、実質負担は834円となります。

ご案内のように、みなかみ町は面積も広く、住居が散在する地理的な状況を考えると、高校生等の通学、観光客の移動、さらには高齢者等の交通弱者に取って、路線バスは極めて大事な公共交通機関であります。

しかし、最近では乗車人員が少なく心配をいたしております。

その原因は、大半の国民が自動車の免許取得者であり、負担軽減から父兄が高校生を送迎し、観光客は周遊観光を求めてレンタカーの使用が増えていること等が上げられます。

路線バスは必要不可欠な公共交通機関ですが、このような状態が続くと、存続が危ぶまれると心配をいたしているところであります。

島崎議員は敬老バスカードを2千円にして利用者を増やし、路線バスへの支援をとという考えのようですが、群馬県がこの事業から撤退した理由から判断しても、みなかみ町だけの取り組みで好転するものではないと思います。この際、路線バスを存続するために、まずは公共交通事業者が世情調査を行い、その結果を基に町や関係機関が参画する対策会議を開いて、乗車人員を増やす抜本的な対策が求められているのではないかと考えております。

敬老バスカードは、町が参画することにより50%のメリットを提供しているわけでありますから、貴重な財源は他の事業に回す考えであります。したがって、来年度予算編成に組み入れる考えはありません。

次に、インフルエンザ予防についてであります。

高齢者はインフルエンザにより、死亡率の高い肺炎を併発しやすいと言われます。

そのため、予防接種によって体内に抗体を作り、病気にかかり難くし、かかっても重くならないために接種が行われます。

インフルエンザの予防接種は、平成13年の予防接種法の改正により、市町村長が65歳以上の住民に行うことになっております。

しかし、インフルエンザは、個人予防を目的とする疾病に位置づけられており、接種の努力義務はありません。そこで、町では利根沼田医師会と「高齢者インフルエンザ個別予防接種業務委託契約」を締結して、希望者が接種を受けています。

接種料金は1回4千円であり、その半額を町が補助し、残額は自己負担であります。

この事業は3年間を経過しておりますが、利用実績を見ますと18年度は3,515人、19年度は3,776人であり、一定の理解が得られているものと思います。

今年度は、3,800人分の760万円を予算化しており、仮に自己負担を1千円にしますと、町の負担分は350万円ほど増え、全体では1,200万円近くの財源が必要になります。

島崎議員は、病院等に「みなかみ町の方は2千円」と貼り出されて恥ずかしい。」と言うお話しでありますけれども、地方自治体は自主・自立の運営体制であり、これからは自己決定・自己責任に基づく地域の自治を个性的に創り出す時代であります。

したがって、私は隣の自治体が行っているから、我が町もという発想は持ちません。

また、この町が求めている施策を、みなかみ町のアイデンティティを創る考えであります。

また、貼り紙が恥ずかしければ、みなかみ町は少子化対策や子育て支援等に力を入れていると言って下さい。

例えば、出産祝い金は第一子2万円、第二子は10万円、第三子以降は30万円を支給していると言って下さい。この予算は1,350万円であります。

そして、子育て支援はこの議会でご審議頂きますが、小学校入学時に2万円、中学校入学時に4万円を入学支度金として支給すると言って下さい。これが1,240万円になります。

さらに、今年4月より障害児送迎事業を始め、県立養護学校沼田分園まで送迎車を出していますが、その予算が340万円あります。

また、今年10月1日からは肺炎球菌ワクチン接種を沼田医師会と業務委託契約を締結して行っていますが、この予算は320万円あります。

以上、みなかみ町独自の施策として気の付いたものだけ、今申し上げましたが、これだけ足しても3,250万円になります。加えて、町の子供の医療費無料化事業も行っているところであります。

権限と税源移譲のない地方分権は、収入源の乏しい本町にとって厳しいものがありますが、与えられた財源をより有効に活用して、少しでも町民が求める施策を行いたいと考えています。

さて、少子高齢化社会にあつて、高齢化対策は重要な課題ですが、少子化対策はそれを遙かに上回る深刻な問題であります。

何故ならば、子供達と若い皆さんは将来の国を、そして町を支える重要な役割を担っているからであります。

少子化の現実をご案内のとおりですが、このような実態は福祉国家の基盤である社会保障制度を揺るがし、これに伴って高齢者対策に歪み^{ひず}が入り、国民が安心して毎日の営みを続けることができなくなります。

しかし少子化は、今直ちに社会に影響を及ぼすわけではなく、将来の問題であるだけに、国民はその深刻な影響について真剣に考えていないのが現実です。

また原因の多くが結婚や出産、育児という個人の生活に関るところが大きいだけに、行政が直接関与することに限界を感じているところであります。

しかし、町にとって少子化対策は、最重要課題であります。それだけに、他の予算を削っても少子化対策の予算を確保して、若い皆さんが結婚して子育てしようとしてインセンティブが働くように、そのような施策をこれからも進めていきたいと、このように考えておまして、したがってインフルエンザ予防関係の予算につきましても、来年度予算に千円ということで予算を付ける考え方はございません。以上です。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 地方自治は、独自なものということで、昭和村が1,700円、沼田が2千円でやっても、周りは周り、うちはうちということだと言いますけども、先程、敬老祝い金、それは周りを見て、県内を調査したら高いので下げるという話をしたばかりです。

ですから、下げるときは周りを見て高いのだったら、高いのだから下げても大丈夫ですよと言って、こちらの敬老バスカードの方は、周りを見てやっていたって内はやらねえんだっていう、それは片手落ちの議論だと思います。

やはり利根沼田、なぜ昭和村、沼田市、川場村、片品村がやっているかと言えば、前橋や高崎のようなバス代の安いところは、大して補助しなくてもお年寄りにはバスに乗れる、

100円、200円ならいいけれども、こっちは500円、600円、千円だっつう話です。だから、敬老バスカードを補助しなくっちゃダメだぞという判断を常識的にしているわけであって、周りを見て、参考にしないっていうのはおかしいですね。やはり周りを見て、参考にするのも町政だと思います。

さらに割引率が50%と言いますが、それは関越交通が割引しているだけであって、町は100円しかやっていないのですよ。プリペイドカード、私が買っても3千円、お年寄りの方が買っても3千円で買えるんです。ただ年寄りの方は、私が買えない、けれども2,900円で100円しか変わらないから、わざわざ役場に行って買う必要はない、バスの中で3千円で買っちゃおう、そういう話ですね。

だから、割引率が良いのだから、良いんだっていう論理は成り立っていません。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員は、そういうふうに言うと思ったのですね。

私の考え方は、やはり国として高齢者対策について一定のことをやっていますよね。各自治体もそれなりにやっている、そういうことについては、ちゃんと同じに同一歩調でやったりやりたいと、やっていこうと、そう思っています。

それとあと割引の問題についても、関越がやろうが町がやろうがそれは50%は50%なのですね。それでいいのではないのですか。

50%の割引があるということは、これは大きく効果があると思いますよ。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 割引率が前橋、高崎、都市部よりも高いと言いますが、元々のバス代の金額がこっちの方がうんと高いので、例え50%割引いたって、500円、600円、800円って払うわけですよ。

ですから、年寄りの方にはもう少し、あと千円町が補助をして2千円にすれば、半分で乗れるってなるわけです。2千円で買ったもので4,350円乗れると言うことで、いくら町長が割引率が良い良いって言っても、実際の町民がもう敬老バスカード、みなかみ町のは意味がないからって買わなくなってきているんですよ。

で、やればみんなが喜ぶ。350万円の予算が付けられないんかと言って、付けられる。やる気がないから出来ない、まあそんな感じなんですけども。

そうですね、先程、町長の方から、国県の姿勢が出ていけば、それはやりますって言う話がちょっとありました。それは、県の方が敬老バスカードの補助をしていた時期がありました。ですから、県がやるんなら、町もっていう話だと思うんですけども、地方自治の観点から言いますと、県や国がどのように考えようと、実際の自分たちの町の状況を見て、こっちは必要だと思えばやれば良い、それが地方分権だと思います。県の補助が無くなったから、町もやめますっていうのでは、自主性がないんじゃないかなと。

例え、県の補助が無くなっても、これは必要だと思えば、継続すべき事業だし、実際に町民の声を聞けばですね、ぜひ復活して欲しいという声がたくさんあります。

ですから、県の方を見て、やめたからやめるっていうのでなくて、町民の方を見て、これはみんな望んでいるんだなっていうふうにするというふうには、ぜひして欲しいですね。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 国県がやればというのは、これは敬老バスカードのことを言っているの

はなくて、要するに国そのものは、社会保障制度の中でちゃんとした高齢化施策をやっていますよね。そういう中に入っていることについては、ちゃんと町としてもそれを受けてやりますよと言っているわけです。

一つの先程言う、やる気の問題だと言うのだけれども、じゃやる気の問題なのだったら、島崎議員ももっと考えたらどうですか。ここで何回も何回も私とこんなことをやったって、全然、前にこれ進まないですよ、これは。結局、町には財源が決まっていることは、貴方だって分かっているのだから、そうでしょう。

だから、与えられた財源をいかに町民のプラスになる方向のために配っていく、それが一番大事なのではないのですか。だから、それをするためには、私は提案しましたよ、じゃあ島崎議員も今度は提案しなさいよ、修正を出しなさいよ。私であっても、島崎議員であっても、この議会の過半数の同意をもらわなかったら、何も出来ないのですよね。

だから、島崎議員も、島崎議員の考え方を議会の過半数の方に同意してもらうために、汗をかいてみたらどうですか。そういう中で大いに此処で議論しなかったら、こんなことを何回も何回もやってもですね、意味がないと思うのですよね。

やっぱり議会制民主主義というものについては、お互いに分かっているはずだから、お互いの権能を持つ中で議会活動、議員活動、そういう中でやっぱり町民のためにいかにプラスになるか、そういう方向を、施策を作ろうか、そういう努力をお互いにやっぱり汗をかかなくちゃ私は上手くないと思うのです。そういう中で、島崎議員がこのバスカードがそういうことに値すると思うのだったら、やっぱりちゃんとした提案の中でやったらどうですか。私は、いつもそう思っていますけれどもね。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9番(島崎栄一君) 議会活動だと、議会制民主主義だという話でありますので、私も努力してまして、厚生常任委員会で今回敬老祝い金の金額を下げようという話がありました。

その時に下げるのを、金額について、それはそれで良いと思います。その代わり、ぜひそうやって浮かせた予算を敬老バスカードとかですね、インフルエンザとか、そっちの有用な方に回して下さいということで、敬老祝い金の引き下げについては賛成しています。

その中で、680万の予算が出たわけですね、賛成した中で。ですから、それをこちらに回せば出来ると。

さらに他に提案すれば、どうだっていうことで言いますと、みなかみ祭りに700万円予算を付けています。その時に、おいでまつり、猿ヶ京祭り、ホテル祭り、さらにみなかみ祭りの4つ目の祭りをしなくてもいいんじゃないかと、その700万円の予算は削ってでも、こちらの予算に当てればいいんじゃないかと、予算はどうだって言われれば、そちらを削れば、これが出来ますのでどうですか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) おいで祭りは、お金がかかっているのですか。

9番(島崎栄一君) みなかみ祭りに700万円かけてますよね。

町長(鈴木和雄君) ええ。

9番(島崎栄一君) ほかに町の税金を入れないけれども。

町長(鈴木和雄君) だから、島崎議員のお話は、みなかみ祭りをやめてということですか。

9番(島崎栄一君) みなかみ祭りの700万円を削って、敬老バスカードに当てればいいのではないかと、やめるかどうかは主催者の権限で。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） だから、要するに議員として、提案権、修正権の中で、そういうのを出しなさいって言っているのだよ。こっちにあるのを此处を削って、こうに出しなさいって、そこで議場で議論するのですよ。そして、島崎議員も、私と同じように答弁の場に立つのですよ。そこで議員さんから、どんどん質問をしてもらって、私が提案したのが良いか、島崎議員が提案したのが良いか、決めてくれるのが議員さんですよ。

そういう活動をしなかったら、議会というのは、だからそういうことをやれって言っているわけです。ここで3回も4回も、または一般の議案の中でも、何回も出ていますけれども、やっぱりそういうことをしなかったら、意味がないのですよ。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 何回も何回もって言いますが、一般質問で敬老バスカードをやったのは2回目、インフルエンザについては初めて、さらに沼田の市議会では今グリーンベルの物を貰うか、貰わないかっていうことで10人ぐらいが同じことでずーっと質問しています。だから、何回目だから、どうのこうのというのはなくて、重要なこと、出来ないことは実現するまで言ったりとか、繰り返すつつうことは大事だと思いますよ。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 私はやらないって言っているのだから。

やらないって言っているのです。だけど、貴方はやれって言うのでしょうか。

だから、それはやるにはやるなりの根拠があるわけだよ。だから、それはちゃんと自分で、議会に提案をして、そして、皆さんの質問を受けて、それで私の提案が良いか、島崎議員の提案が良いか、その判断をしてくれるのは、やっぱりこれは議会なのですよ。

そうにしなければ、一向に進歩がないよ。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） ブラジルの議会では、町長に対する質問という形式ではなくて、議員がみんな話し合っ、どうにしようって決めていると、だからそういう議会もありますし、もちろん議員で話し合っ、委員会で話しをまとめてっていいと思います。

で、いろんなやり方あると思います。ただ、一般質問ってというのは、今みなかみ町では、こういう形式でやっているわけですよ。だから、それについて、町長は、例えば私が、みなかみ祭りに町が700万円補助しているけれども、他の祭りは補助なしでやっているんだから、その予算は削って、こっちに当てた方が有意義じゃないですかって質問をしたら、それについて答えて貰わなくちゃ困るんですよ。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） だから、そういう考えはありませんって言ったでしょう。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） で、桃李館のところで、試験栽培で1千万円、町が出しました。

で、今時、リンゴについても、サクランボについても町がお金を出して栽培、試験栽培してもらわなくても、民間で十分栽培しています。ですから、そういう1千万円の予算については不必要だと思いますので、そちらを削って、こちらに当てたらどうですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） そういう考えはありません。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） ふれあい交流館、これは日帰り温泉施設ですけども、温泉施設、日帰り温泉というのは民間でもやっています。ですので役場が税金をかけて、やる必要ない民間でも出来る事業です。それを委託するにしても、何にしても自主的に年間1千万円をお金を投入しているわけです。それを独立採算にするなり、何なりすれば、1千万円の予算が浮きます。ですから、それを切って、敬老バスカード、インフルエンザにした方が、有意義だと思います。

議 長（傳田創司君） 要望ということですか。

9 番（島崎栄一君） いや、答えて下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） では、検討します。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） その他の第3セクターへの指定管理料ということで、年間、結構な金額が出ています。その中でもやはり、民間も自分たちでやっているわけですから、なるべくその補助金を減らして、対等な立場で競争できるよという考えで第3セクター等の指定管理料についても検討して、その中で予算を作ってですね、こういうみんなが望む敬老バスカードやインフルエンザ等の予算をぜひ回した方が良いと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） やはり支出が減ることは良いことですから、検討しましょう。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 他にもいろいろありますけれども、同じようなことを何度もやっていると言っている方の人も飽きますので、そろそろこれで質問を終わりにしたいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） これにて9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、すべて終了いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 明日は、午前9時より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 14時16分 散会 ）